

令和 8 年度

# 秋 田 県 水 防 計 画

〔実 務 編〕

秋 田 県

## <目次>

### 第1章 総則

1.1	目的	1
1.2	用語の定義	1
1.3	水防の責任等	4
1.4	津波における留意事項	7
1.5	安全配慮	7

### 第2章 水防組織

2.1	県の水防組織	9
2.2	水防管理団体の水防組織	11
2.3	都道府県大規模氾濫減災協議会	12

### 第3章 重要水防箇所

3.1	国管理河川の重要水防箇所	12
3.2	県管理河川の重要水防箇所	12

### 第4章 予報及び警報

4.1	気象庁が行う予報及び警報	13
4.2	洪水予報河川における洪水予報	28
4.3	水位周知河川における水位到達情報	37
4.4	水位周知下水道における水位到達情報	46
4.5	高潮予報海岸における高潮予報	47
4.6	水位周知海岸における水位到達情報	48
4.7	水防警報	49

### 第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1	水位の観測、通報及び公表	52
5.2	雨量の観測及び通報	53
5.3	水位等の通報系統図	54

### 第6章 気象予報等の情報収集

### 第7章 ダム・水門等の操作

7.1	ダム・水門等	57
7.2	操作の連絡	57
7.3	連絡系統	57

### 第8章 通信連絡

8.1	通信連絡系統	58
-----	--------	----

### 第9章 水防施設及び輸送

9.1	水防倉庫及び資器材	59
-----	-----------	----

### 第10章 水防活動

10.1	水防体制	60
10.2	巡視及び警戒	61
10.3	水防作業	62
10.4	緊急通行	62

10.5	警戒区域の設定	62
10.6	避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応	62
10.7	氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置	63
10.8	水防体制の解除	71
第11章 水防信号、水防標識等		
11.1	水防信号	72
11.2	水防標識	73
11.3	身分証明書	73
第12章 協力及び応援		
12.1	河川管理者の協力及び援助	74
12.2	水防管理団体相互の応援及び相互協定	74
12.3	警察官の援助要求	75
12.4	自衛隊の派遣要請	75
12.5	国（河川事務所、地方气象台等）との連携	75
第13章 費用負担と公用負担		
13.1	費用負担	76
13.2	公用負担	76
第14章 水防報告等		
14.1	水防記録	78
14.2	水防報告	78
第15章 水防訓練		
第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置		
16.1	洪水対応	
16.1.1	洪水浸水想定区域の指定状況	80
16.1.2	浸水想定区域における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水の防止のための措置	90
16.1.3	洪水・内水・高潮ハザードマップ	90
16.1.4	予想される水災の危険の周知等	90
16.1.5	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の 防止のための措置に関する計画の作成等	91
16.1.6	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保の ための措置に関する計画の作成等	91
16.1.7	大規模工場等における浸水の防止のための 措置に関する計画の作成等	91
16.1.8	浸水被害軽減地区	91
16.2	津波対応	
16.2.1	津波災害警戒区域の指定	92
16.2.2	市町村地域防災計画の拡充	92
16.2.3	津波ハザードマップの作成・周知	92
16.2.4	避難促進施設に係る避難確保計画	92

## 第 17 章 水防協力団体

17.1	水防協力団体の指定、監督、情報の提供	94
17.2	水防協力団体の義務	94
17.3	水防協力団体と水防団等の連携	94
17.4	水防協力団体の申請・指定及び運用	94

## 第 18 章 水防管理団体の水防計画

18.1	水防管理団体の水防計画	95
18.2	水防計画の公表	95
18.3	水防協議会の設置	95
18.4	水防管理団体の水防計画作成要領	95

## 第1章 総則

### 1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

#### (1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

#### (2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

#### (3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

#### (4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

#### (5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

#### (6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

#### (7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

#### (8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

#### (9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は秋田県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

#### (10) 高潮予報海岸

国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。国土交通大臣は、高潮予報海岸において、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、高潮のおそれの状況を水位を示して高潮の予報等を行う（法第 11 条の 3、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項）。

#### (11) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

#### (12) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は秋田県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

#### (13) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 2）。

#### (14) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 3）。

#### (15) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は秋田県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(16) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに秋田県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

(17) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(18) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(19) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(20) 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

(21) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(22) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(24) 高潮特別警戒水位

法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(25) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(26) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(27) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(28) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。

(29) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 の 6）。

### 1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ②水防計画の作成及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 4 項）
- ⑦高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の 3 第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ⑧量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）

- ⑨水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3）
- ⑩洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等又は堤防等決壊の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑪洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- ⑫都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- ⑬水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- ⑭水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑮氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知（法第 24 条の 2 第 2 項、法第 25 条第 2 項）
- ⑯避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑰緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑱水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- ⑲水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑳水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条）

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第 5 条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- ④水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条の 2 第 2 項）
- ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条の 2）
- ⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- ⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- ⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の 3）
- ⑩浸水被害軽減地区の指示・公示及び通知の、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- ⑪予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- ⑫水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- ⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法 19 条第 2 項）

- ⑭警戒区域の設定（法第 21 条）
- ⑮警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑯他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑰堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑱公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- ⑲避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑳水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ㉑（指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ㉒（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
- ㉓水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ㉔水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ㉕水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ㉖水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ㉗消防事務との調整（法第 50 条）

### （3）国土交通省の責任

- ①洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- ②高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の 3 第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法 13 条の第 1 項）
- ⑤洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等の通知の関係市町村長への通知（法 13 条の 4）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ⑧水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑨氾濫等の通報の通知及び周知（法第 24 条の 2 第 2 項）
- ⑩重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑪特定緊急水防活動（法第 32 条）
- ⑫水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑬都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

### （4）河川管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）
- ③氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

### （5）下水道管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（下水道法第 23 条の 2）
- ②氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

#### (6) 海岸管理者の責任

- ①氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

#### (7) 気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）
- ③高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の 3 第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）

#### (8) 居住者等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）
- ②水防通信への協力（法第 27 条）

#### (9) 水防協力団体の義務

- ①堤防等決壊の通報（法第 25 条）
- ②決壊後の処置（法第 26 条）
- ③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- ⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

### 1.4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

### 1.5 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、次の事項に留意し水防団員自身の安全を確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。

- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間帯を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

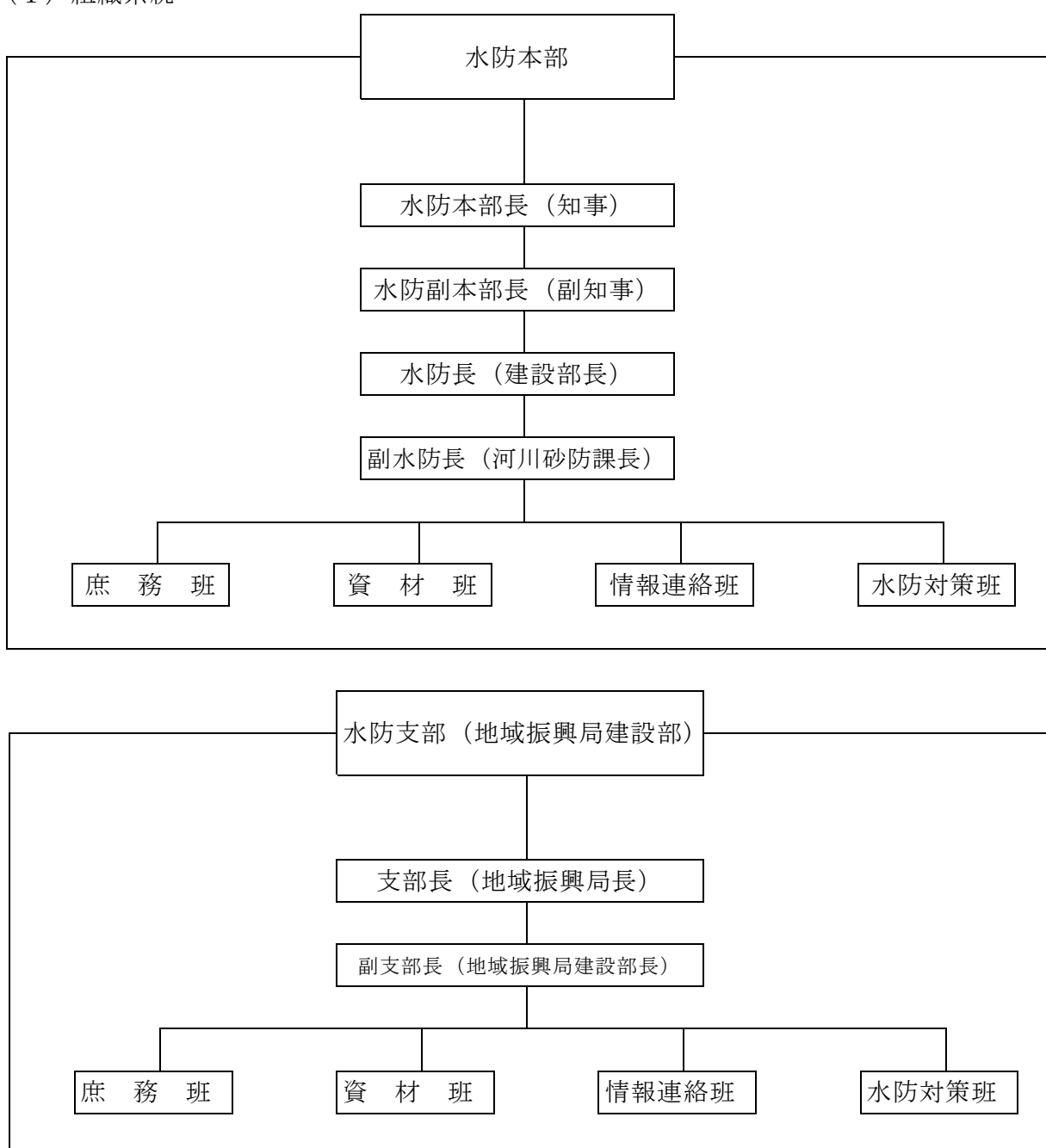
## 第2章 水防組織

### 2.1 県の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれがなくなったと認められるときまで、県は河川砂防課に秋田県水防本部（以下「水防本部」という。）を、各地域振興局建設部等に現地指導班を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、秋田県災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

#### (1) 組織系統



(2) 水防本部の事務分担

班名	事務の分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 優先通行標識、身分証票の交付</li> <li>2. 自衛隊の派遣又は撤収に関すること。</li> <li>3. 部外との連絡</li> <li>4. 各班の総合調整</li> <li>5. その他の一般庶務に関すること。</li> </ol>
資材班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防資材及び器具の調達及び輸送</li> <li>2. 自動車等輸送手段の確保</li> </ol>
情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、水位、雨量、潮位等の情報収集及び連絡に関すること。</li> <li>2. 洪水予報の発表</li> <li>3. ダム等の操作状況の受理</li> <li>4. 一般被害状況の資料の収集整理</li> </ol>
水防対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 決壊等の通知をうけ、必要な措置をする。</li> <li>2. 公共施設災害状況の資料の収集整理</li> <li>3. 水防作業の技術指導</li> <li>4. その他応急対策に関すること。</li> </ol>

(3) 水防支部の事務分担

班名	事務の分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(イ) 優先通行標識、身分証票の交付</li> <li>(ロ) 部外との連絡</li> <li>(ハ) 各班の総合調整</li> <li>(ニ) その他一般庶務に関すること。</li> </ol>
資材班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(イ) 水防資材及び器具の調達及び輸送</li> <li>(ロ) 自動車等輸送手段の確保</li> </ol>
情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(イ) 気象、水位、雨量、潮位等の情報収集及び連絡に関すること。</li> <li>(ロ) 水位の状況を必要に応じ関係市町村へ連絡し又は緊急を要すると認める場合、下流の関係水防支部へ通知</li> <li>(ハ) 雨量の状況を必要に応じ関係水防管理団体へ連絡</li> <li>(ニ) 水防警報を発令し、又は大臣令の警報を関係水防管理団体の長への通知</li> <li>(ホ) 水防警報を発令し、又は通知した事項を水防本部へ報告</li> <li>(ヘ) ダム等への操作状況の通知受理</li> <li>(ト) 溜池等の門扉の開閉状況の通知受理</li> </ol>
水防対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(イ) 決壊等の通知をうけたときは、水防本部へ連絡</li> <li>(ロ) 避難のための立ちのきを指示</li> <li>(ハ) 水防作業の技術指導</li> <li>(ニ) 被害状況をとりまとめ水防本部へ連絡</li> <li>(ホ) その他応急対策に関すること。</li> </ol>

## 2.2 水防管理団体の水防組織

水防管理団体の水防組織は、県の水防組織に準じて、水防管理団体の水防計画に定めることとする。

県下の水防管理団体は、以下のとおりである。

表 2 - 1 秋田県内の水防管理団体一覧表

水防支団名	団体名	指定／非指定	昼間連絡先			夜間連絡先		
			担当	TEL	FAX	担当	TEL	FAX
鹿角	鹿角市	指定	総務部 総務課	0186-30-0299	0186-30-1122	総務部 総務課	0186-30-0299	0186-30-1122
	小坂町	指定	町民課	0186-29-3928	0186-29-3728	鹿角広域行政組合 消防署小坂分署	0186-29-2119	0186-29-3731
北秋田	大館市	指定	総務部 危機管理課	0186-43-7100	0186-49-1198	総務部 危機管理課	0186-43-7100	0186-49-1198
	北秋田市	指定	総務部総務課	0186-62-6602	0186-63-2586	総務部総務課	0186-62-6602	0186-63-2586
	上小阿仁村	指定	住民福祉課	0186-77-2221	0186-77-2227	住民福祉課	0186-77-2221	0186-77-2227
山本	能代市	指定	総務部 総合防災課	0185-89-2115	0185-89-1792	総務部 総合防災課	0185-89-2117	0185-89-1792
	藤里町	指定	生活環境課	0185-79-2115	0185-79-2116	生活環境課	0185-79-2111	0185-79-2116
	八峰町	指定	総務課	0185-76-4601	0185-76-2113	総務課	0185-76-4601	0185-76-2113
	三種町	指定	町民生活課	0185-85-4823	0185-85-2178	町民生活課	0185-85-4823	0185-85-2178
秋田	秋田市	指定	総務部 防災安全対策課	018-888-5434	018-888-5435	消防本部 指令課	018-823-4265	018-823-7214
	男鹿市	指定	総務課 危機管理室	0185-24-9113	0185-23-2424	総務企画部 総務課	0185-24-9113	0185-23-2424
	潟上市	指定	総務部総務課	018-853-5301	018-853-5211	総務部総務課	080-1832-5301	018-853-5211
	五城目町	指定	消防本部 警防係	018-852-2028	018-852-4367	消防本部 警防係	018-852-2028	018-852-4367
	井川町	指定	町民生活課	018-874-4416	018-874-2600	町民課	018-874-4416	018-874-2600
	八郎潟町	非指定	町民課	018-875-5806	018-875-3096	町民課	018-875-5806	018-875-3096
	大潟村	非指定	生活環境課	0185-45-2115	0185-45-2162	生活環境課	0185-45-2115	0185-45-2162
由利	由利本荘市	指定	総務部 危機管理課	0184-24-6238	0184-23-8191	消防本部 通信指令課	0184-22-4292	0184-23-5195
	にかほ市	指定	総務部防災課	0184-43-7504	0184-43-5707	消防本部	0184-38-2834	0184-38-4070
仙北	大仙市	指定	総務部 総合防災課	0187-63-1111	0187-62-9400	総務部 総合防災課	0187-63-1111	0187-62-9400
	仙北市	指定	総務部 総合防災課	0187-43-1115	0187-43-1300	総務部 総合防災課	0187-43-1115	0187-43-1300
	美郷町	指定	住民生活課	0187-84-4903	0187-85-2107	住民生活課	0187-84-4903	0187-85-2107
平鹿	横手市	指定	総務企画部 危機対策課	0182-35-2195	0182-36-0261	消防本部 通信指令室	0182-32-1112	0182-32-1146
雄勝	湯沢市	指定	総務部総務課	0183-55-8250	0183-73-2117	総務部総務課	0183-73-2111	0183-73-2117
	羽後町	指定	町民生活課	0183-62-2111	0183-62-2120	町民生活課	0183-62-2111	0183-62-2120
	東成瀬村	非指定	総務課防災 対策室	0182-47-3401	0182-47-3290	総務課防災 対策室	0182-47-3401	0182-47-3290

### 2.3 都道府県大規模氾濫減災協議会

知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」に基づき、減災に取り組むものとする。

## 第3章 重要水防箇所

### 3.1 国管理河川の重要水防箇所

国土交通省管理河川における重要水防箇所の評価基準は、資料2-1のとおりであり、県内の評価箇所は、資料2-2のとおりである。

### 3.2 県管理河川の重要水防箇所

県管理河川における重要水防箇所の評価基準は、資料2-1のとおりであり、県内の評価箇所は、資料2-3のとおりである。

## 第4章 予報及び警報

### 4.1 気象庁が行う予報及び警報

#### (1) 秋田地方気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

秋田地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報、指定海岸高潮予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

表4-1 水防活動と一般の利用に適合する警報等対照表

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	レベル3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
水防活動用 洪水注意報	レベル2 氾濫注意報	台風や集中豪雨等による河川の氾濫により災害が起こるおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	レベル3 氾濫警報	台風や集中豪雨等による河川の氾濫により重大な災害が起こるおそれがあると予想したとき
	レベル4 氾濫危険警報	台風や集中豪雨等による河川の氾濫により重大な災害が起こるおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合
水防活動用 高潮注意報	レベル2 高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

水防活動用 高潮警報	レベル4 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれ大きいと予想したとき
	レベル5 高潮特別警報	台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

表 4 - 2 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準

- [秋田県の警報・注意報等発表区域図](#)

府県版「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表」	
	<a href="#">秋田県の「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表」</a>
市町村等版「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表」	
あ行	<a href="#">秋田市</a> <a href="#">井川町</a> <a href="#">羽後町</a> <a href="#">大湯村</a> <a href="#">大館市</a> <a href="#">男鹿市</a>
か行	<a href="#">湯上市</a> <a href="#">鹿角市</a> <a href="#">上小阿仁村</a> <a href="#">北秋田市</a> <a href="#">小坂町</a> <a href="#">五城目町</a>
さ行	<a href="#">仙北市</a>
た行	<a href="#">大仙市</a>
な行	<a href="#">にかほ市</a> <a href="#">能代市</a>
は行	<a href="#">八郎潟町</a> <a href="#">八峰町</a> <a href="#">東成瀬村</a> <a href="#">藤里町</a>
ま行	<a href="#">美郷町</a> <a href="#">三種町</a>
や行	<a href="#">湯沢市</a> <a href="#">由利本荘市</a> <a href="#">横手市</a>
	<a href="#">(参考) 秋田県の全市町村等の特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧【CSVファイル】</a>

別紙
<a href="#">(別紙1-1) レベル5大雨特別警報・レベル4大雨危険警報・レベル3大雨警報・レベル2大雨注意報の表面雨量指数基準値【CSVファイル】</a>
<a href="#">(別紙1-2) レベル5大雨特別警報・レベル4大雨危険警報・レベル3大雨警報・レベル2大雨注意報の流域雨量指数基準値及び複合基準値【CSVファイル】</a>
<a href="#">(別紙1-3) レベル4大雨危険警報の表面雨量指数基準における対象格子【CSVファイル】</a>
<a href="#">(別紙1-4) レベル4大雨危険警報の流域雨量指数基準における対象河川の格子【CSVファイル】</a>
<a href="#">(別紙2-1) レベル5土砂災害特別警報の基準値【CSVファイル】</a>
<a href="#">(別紙2-2) レベル4土砂災害危険警報の基準値【CSVファイル】</a>
<a href="#">(別紙2-3) レベル2土砂災害注意報の基準値【CSVファイル】</a>
<a href="#">(別紙3) レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、秋田県に 関係する河川予報区名及び基準観測所名【CSVファイル】</a>
<a href="#">(別紙4) レベル5高潮特別警報・レベル4高潮危険警報の基準値【CSVファイル】</a>

※この表は、水防協議会時点での情報であり、最新情報以下のサイトをご確認ください。  
 気象庁ホームページ：<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>



表4-3 (大雨警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。(常時10分毎に更新)
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。(常時10分毎に更新)
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分毎に更新)。

表4-4 高潮警報・注意報の発表基準

一次細分 区域	市町村等を まとめた地域	二次細分 区域	新たな潮位基準 (m)				注意喚起 目安
			レベル5	レベル4	レベル3	レベル2	
			高潮特別警報 基準	高潮危険警報 基準	高潮警報	高潮注意報	
沿岸	能代山本地域	八峰町	3.5	2.8	-	-	1.0
		能代市	3.0	2.5	-	-	1.0
		三種町	5.0	4.5	-	-	1.0
	秋田中央地域	男鹿市	2.0	1.5	-	-	1.0
		潟上市	1.9	1.4	-	-	1.0
		秋田市	2.8	2.1	-	-	1.0
	本荘由利地域	由利本荘市	4.0	2.6	-	-	1.0
		にかほ市	2.7	2.1	-	-	1.0

※潮位の基準面は、東京湾平均海面 (TP) である。

表4-5 (大雨・高潮特別警報発表基準)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(津波警報・注意報の種類)

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報等を発表する。

(ア)種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合）

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合）

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合）

津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

(イ)発表される津波の高さ等

表4-6

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分（発表基準）	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10 m < 予想される津波の最大波の高さ	10 m 超	巨大
	5 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10 m	10 m	
	3 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	0.2 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m	1 m	（表記しない）

(注) 1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

表 4 - 7 (津波注意報、津波警報、大津波警報発表基準)

津波予報区	津波注意報	津波警報	大津波警報
秋 田 県	秋田県で予想される津波の最大波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合	秋田県で予想される津波の最大波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下である場合	秋田県で予想される津波の最大波の高さが高いところで3メートルを超える場合

(ウ)津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻等」の津波情報を発表する。

表 4 - 8 (津波情報の種類)

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。 ※各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(注) 3 津波警報等の発表後、沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。

なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1 m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20 cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沿岸からの距離が100km以内の観測点について沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3 m以下、津波警報を発表している沿岸で1 m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。沿岸からの距離が100kmを超える観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」とする。

- 4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ウェブサイトでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表する。

(エ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 4-9 津波予報の発表基準及び内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
	20cm未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも20cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

（気象庁が発表する特別警報）（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、洪水、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。





## 4.2 洪水予報河川における洪水予報

### (1) 名称及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の名称、基本的な発表基準は、表4-11のとおりである。

表4-10 洪水予報の種類と基準

情報名	発表基準
レベル2 氾濫注意報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル3 氾濫警報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル4 氾濫危険警報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
レベル5 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表
レベル2 氾濫注意報 (警報解除)	レベル4 氾濫危険警報又はレベル3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき(氾濫注意水位を下回った場合を除く)、又は、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達したときを除く)
レベル2 氾濫注意報解除	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険警報、レベル3 氾濫警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(2) 国が行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

表4-1-1 直轄河川の予報区域

水系名	河川名	実施区域
米代川	米代川	(左岸) 大館市比内町扇田字本道端 77 番地先～河口まで (右岸) 大館市山館字大樽木地先～河口まで
	藤琴川	(左岸) 能代市二ツ井町荷上場字荒田 9 番地先～米代川合流点 (右岸) 能代市二ツ井町荷上場字岩堰 31 番地先～米代川合流点
	* 小猿部川	(左岸) 北秋田市脇神字法泉坊沢 65 番地先～米代川合流点 (右岸) 北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻 60 番地先～米代川合流点
雄物川	雄物川	(左岸) 湯沢市小野字芋ヶ沢 1 の 42 地先～海まで (右岸) 湯沢市小野字可成沢 113～海まで
	横手川	(左岸) 大仙市角間川町下中町 73 番地～雄物川合流点 (右岸) 大仙市藤木丙大久保 44 番地～雄物川合流点
	丸子川	(左右岸) 大仙市大曲浜町 8 番の 18 地先の県道橋下流端～雄物川合流点
	皆瀬川	(左岸) 横手市増田町戸波字関根 25 番地先～雄物川合流点 (右岸) 湯沢市駒形町字三又古川尻 25 番地先～雄物川合流点
	* 成瀬川	(左岸) 横手市増田町荻袋字真当 24 番地先～皆瀬川合流点 (右岸) 横手市増田町真人字山下 8 番地先～皆瀬川合流点
	玉川	(左岸) 大仙市長野字開 2 番地先～雄物川合流点 (右岸) 大仙市長野字八乙女 123 番地先～雄物川合流点
子吉川	子吉川	(左岸) 由利本荘市吉沢堰根川原 2 番の 11 地先～海まで (右岸) 由利本荘市吉沢字百地 2 番地先～海まで
	* 石沢川	(左岸) 由利本荘市鳥川字沖真田 233 番地の 1 地点先 (右岸) 由利本荘市上野字蛇田 59 番地の 1 地点先の鳥川橋～幹川合流点

\* 米代川水系小猿部川、雄物川水系成瀬川、子吉川水系石沢川は水位到達情報通知河川。

②洪水予報の対象となる基準水位観測所

表4-12 直轄河川での洪水予報の対象となる基準観測所

予報 区域名	河川名	観測所名	地 先 名	水防団 待機水 位	氾 注水 位	濫 意水 位	避 判水 位	難 断水 位	氾 危水 位	濫 険水 位	氾 発水 位	濫 生水 位	計 画 高 水 位	対象 距離
米代川	米代川	十二所	大館市十二所字十二所町	m 2.50	m 3.00	m 6.10	m 6.40	m 7.50	m -	m -	m -	m -	m -	km 21.4
		鷹巣	北秋田市鷹巣字西大柳岱	5.60	6.10	7.80	7.90	9.80	8.791	14.3				
		二ツ井	能代市二ツ井町字比井野	3.00	4.50	6.30	6.80	8.10	7.394	19.4				
		向能代	能代市落合字下前田	1.50	1.90	3.00	3.40	4.30	4.171	17.3				
	支川 藤琴川	二ツ井	能代市二ツ井町字比井野	3.00	4.50	6.30	6.80	8.10	7.394	1.4				
	*支川 小猿部川	堂ヶ岱	北秋田市脇神字堂ヶ岱	1.70	2.70	4.00	4.90	6.80	4.963	1.8				
雄物川 上 流	雄物川	岩館	湯沢市小野	2.60	3.10	3.20	3.90	4.80	4.291	15.8				
		柳田橋	湯沢市柳田字中道下	1.40	2.00	3.50	4.20	4.40	4.380	3.2				
		雄物川橋	横手市雄物川町深井	2.00	3.00	4.20	4.50	5.00	5.328	24.8				
		大曲橋	大仙市 大曲小貫高畑字七ツ小屋	2.50	3.40	6.00	6.20	7.50	6.933	7.4				
	支川 横手川	大曲橋	大仙市 大曲小貫高畑字七ツ小屋	2.50	3.40	6.00	6.20	7.50	6.933	1.2				
	支川 丸子川	大曲橋	大仙市 大曲小貫高畑字七ツ小屋	2.50	3.40	6.00	6.20	7.50	6.933	1.5				
	雄物川	神宮寺	大仙市神宮寺	3.50	5.00	6.10	6.70	7.80	9.032	左26.8 右29.6				
成瀬川	*支川 成瀬川	安養寺	横手市 増田町荻袋字萱刈場	1.50	2.40	3.50	3.80	4.10	-	3.0				
皆瀬川	支川皆瀬川	岩崎橋	湯沢市岩崎	1.00	1.70	2.40	2.60	3.40	3.794	9.0				
玉川	支川玉川	長野	大仙市長野	2.30	2.90	3.70	4.00	5.00	-	10.8				
雄物川 下 流	雄物川	椿川	秋田市雄和椿川字方福	5.60	6.60	(無)8.0 (有)9.7	(無)8.1 (有)9.8	8.60	9.893	44.0				
子吉川	子吉川	明法	由利本荘市前郷字西川	1.50	2.20	4.00	4.70	5.30	5.750	4.4				
		二十六木橋	由利本荘市蓼沼	3.30	4.00	5.60	6.00	6.80	6.395	11.3				
	*石沢川	鮎瀬	由利本荘市鮎瀬	2.50	3.40	4.20	4.50	4.90	5.789	2.6				

\*米代川水系小猿部川、雄物川水系成瀬川及び子吉川水系石沢川は水位到達情報通知の対象とする基準観測所。

なお、米代川水系小猿部川の氾濫危険水位に記載している水位は特別警戒水位。

なお、成瀬川安養寺の氾濫危険水位に記載している「3.80m」は特別警戒水位。

椿川観測所の（無）は無堤防、（有）は有堤防

③洪水予報の担当官署

表4-13 直轄河川での洪水予報の担当官署（その1）

担当官署	河川名	観測所名	水防管理者	昼間連絡先	夜間連絡先	
国交省 能代河川国道事務所  気象庁 秋田地方気象台	米代川	十二所	大館市	大館市危機管理課 TEL0186(43)7100 FAX0185(49)1198 bousai@city.odate.lg.jp	大館市危機管理課 TEL0186(43)7100 FAX0186(49)1198 bousai@city.odate.lg.jp	
		鷹巣	北秋田市	北秋田市総務課 TEL0186(62)1111 FAX0186(63)2586 kikikanri@city.kitaakita.lg.jp	北秋田市総務課 TEL0186(62)1111 FAX0186(63)2586 kikikanri@city.kitaakita.lg.jp	
		二ツ井 向能代	能代市	能代市総務部総合防災課 TEL0185(89)2115 FAX0185(89)1752 bousai@city.noshiro.lg.jp	能代市総務部総合防災課 TEL0185(89)2117(宿直) FAX0185(89)1762 bousai@city.noshiro.lg.jp	
	支川 藤琴川	二ツ井				
	*支川 小猿部川	堂ヶ岱	北秋田市	北秋田市総務課 TEL0186(62)1111 FAX0186(63)2586 kikikanri@city.kitaakita.lg.jp	北秋田市総務課 TEL0186(62)1111 FAX0186(63)2586 kikikanri@city.kitaakita.lg.jp	
国交省 湯沢河川国道事務所  気象庁 秋田地方気象台	*支川成瀬川	安養寺	横手市 横手市総務企画部危機対策課 TEL0182(35)2195 FAX0182(36)0261 kikitaisaku@city.yokote.lg.jp	横手市消防本部通信指令室 TEL0182(32)1112 FAX0182(32)1146 shoboshirei@city.yokote.lg.jp		
	支川皆瀬川	岩崎橋			湯沢市	湯沢市総務部総務課総合防災室 TEL0183(55)8250 FAX0183(73)2117 bousai@city.yuzawa.lg.jp
	雄物川	岩館	柳田橋	湯沢市 羽後町	羽後町町民生活課 TEL0183(62)2111 FAX0183(62)2120 chosei@town.ugo.lg.jp	羽後町町民生活課 TEL0183(62)2111 FAX0183(62)2120 chosei@town.ugo.lg.jp
				雄物川橋	横手市 美郷町	横手市総務企画部危機対策課 TEL0182(35)2195 FAX0182(36)0261 kikitaisaku@city.yokote.lg.jp  美郷町住民生活課 TEL0187(84)4903 FAX0187(85)2107 shobo@town.akita-misato.lg.jp
		大曲橋	大曲橋		大仙市	大仙市総務部総合防災課 TEL0187(63)1111 FAX0187(62)9400 bousai@city.daisen.lg.jp

\*支川小猿部川、支川成瀬川は水位到達情報通知の担当官署。

表4-14 直轄河川での洪水予報の担当官署（その2）

担当官署	河川名	観測所名	水防管理者	昼間連絡先	夜間連絡先
国交省 湯沢 河川国道 事務所  気象庁 秋田地方 気象台	支川横手川	大曲橋	大仙市 美郷町	大仙市総務部総合防災課 TEL0187(63)1111 FAX0187(62)9400 bousai@city.daisen.lg.jp	大仙市総務部総合防災課 TEL0187(63)1111 FAX0187(62)9400 bousai@city.daisen.lg.jp
	支川丸子川	大曲橋		美郷町住民生活課 TEL0187(84)4903 FAX0187(85)2107 shobo@town.akita-misato.lg.jp	美郷町住民生活課 TEL0187(84)4903 FAX0187(85)2107 shobo@town.akita-misato.lg.jp
	支川玉川	長野	大仙市	大仙市総務部総合防災課 TEL0187(63)1111 FAX0187(62)9400 bousai@city.daisen.lg.jp	大仙市総務部総合防災課 TEL0187(63)1111 FAX0187(62)9400 bousai@city.daisen.lg.jp
		神宮寺			
国交省 秋田 河川国道 事務所  気象庁 秋田地方 気象台	雄物川	椿川	秋田市	秋田市防災安全対策課 TEL018(888)5434 FAX018(888)5435 ro-gnds@city.akita.lg.jp	秋田市消防本部指令課 TEL018(823)4265 FAX018(823)7214 ro-frcc@city.akita.lg.jp
					秋田市防災安全対策課 ※メールのみ送信 ro-gnds@city.akita.lg.jp
	子吉川	明法	由利本荘市	由利本荘市危機管理課 TEL0184(24)6238 FAX0184(23)8191 kikikanri@city.yurihonjo.lg.jp	消防本部通信指令課 TEL0184(22)-4292 FAX0184(23)-5195
		二十六木橋			
*支川石沢川	鮎瀬				

\* 支川石沢川は水位到達情報通知の担当官署。

④洪水予報の発表形式

直轄河川での洪水予報の発表形式は、資料5-1のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

直轄河川での洪水予報区域の浸水想定区域は表4-15、4-16のとおり。

表4-15 直轄河川での洪水予報区域の浸水想定区域（その1）

予報区域名	河川名	洪水予報基準観測所	受持区間	洪水浸水想定区域
米代川	米代川	十二所	左岸 大館市比内町扇田地区～ 大館市外川原地区（北秋田市境）まで 右岸 大館市山館地区～ 大館市長坂地区まで	大館市 扇田、二井田、吉富士・四羽出、板沢、外川原、山館・金谷、池内、根下戸・舟場、立花・川口、山田渡・土貝、横岩・岩瀬、出口1・坂地、長坂・大巻
		鷹巣	左岸 北秋田市向黒沢地区（大館市境）～ 北秋田市蟹沢地区まで 右岸 北秋田市糠沢地区～ 北秋田市今泉地区まで	北秋田市 摩当、南鷹巣、小猿部川 鷹巣左岸、蟹沢、糠沢、鷹巣右岸上流、鷹巣右岸下流、坊沢、今泉
		二ツ井	左岸 能代市二ツ井町麻生地区～ 能代市富根地区まで 右岸 能代市二ツ井町小繫地区～ 能代市二ツ井町富田地区まで	能代市 下田平、麻生、仁鮎、切石、富根、小繫、藤琴川、二ツ井、富田・外面
		向能代	左岸 能代市鶴形地区～ 能代市下浜地区まで 右岸 能代市常盤地区～ 能代市落合地区まで	能代市 鹹淵・鶴形、中川原・悪土、中島、常盤、轟・産物、朴瀬、吹越、落合
	藤琴川	二ツ井	左右岸 能代市二ツ井町荷上場地区～ 米代川合流点	米代川二ツ井観測所と同一

表4-16 直轄河川での洪水予報区域の浸水想定区域（その2）

予報区域名	河川名	洪水予報基準観測所	受持区間	洪水浸水想定区域
雄物川上流	雄物川上流	岩館	役内川合流点～柳田橋	湯沢市 酒蒔地区 字柴目地区 字関合地区 字千刈地区 字高前地区 字鳥海地区 字平館地区 字新川原地区 字福俵地区 字旭田地区 字下田面地区 倉内地区 柳田地区 金谷地区 八幡地区 字大倉谷地地区 字大森地区 字栄田地区 字館ノ堀地区 森地区 字小豆田地区 字大島地区 字沖鶴地区 字鶴館地区 字中川原地区 字中野地区 字両神地区 字万石地区 岡田町地区 幸町地区 材木町地区 清水町地区 千石町地区 田町地区 西新町地区 元清水地区 字沼樋地区

			関口地区 上関地区 下関地区 相川地区 小野地区 桑崎地区 字内川端地区 字雄勝田地区 字上荻生田地区 字上下館地区 字上六日町地区 字上二井田地区 字下川原地区 字下二井田地区 字下六日町地区 字高屋敷地区 字田ノ沢地区 字中屋敷地区 字西中川原地区 字福島開地区 字藤花地区 字鶴巻地区 山田地区 深堀地区 泉沢地区 雄勝郡羽後町 羽後町貝沢集落
	柳田橋	柳田橋～皆瀬川合流点	湯沢市 柳田地区 八幡地区 角間地区 字柴目地区 字関合地区 字高前地区新川原地区 雄勝郡羽後町 掬ノ上集落 京塚集落 大久保集落 下関集落 清水集落 中前集落

			柏原集落 鳥居集落 三輪団地集落 杉宮集落 田畑集落
	雄物川橋	皆瀬川合流点～横手川合流点	雄勝郡羽後町 鵜巢集落 上鵜巢集落 下川原集落 嶋田集落 養蚕集落 高尾田集落 新町集落 四ツ屋集落 下郡集落 上郡集落 大久保集落 下開集落 横手市 大森町川西地区 大森町大森地区 大雄阿気地区 大雄福島地区 大雄野崎地区 大雄新町地区 大雄折橋地区 大雄高津野地区 雄物川町矢神地区 雄物川町狼沢地区 雄物川町館合地区 雄物川町沼館地区 雄物川町福地地区 雄物川町大沢地区 十文字町睦合地区 大仙市 藤木 角間川 内小友 仙北郡美郷町 大久保地域 万願寺地域

	大曲橋	横手川合流点～玉川合流点	大仙市 花館 角間川 藤木 大曲 戸地谷 堀見内 高梨 橋本 内小友 大曲西根 蛭川 仙北郡美郷町 大久保地域 万願寺地域
	神宮寺	玉川合流点～大仙市秋田市行政境	大仙市 北野目 協和峰吉川 協和小種 協和中淀川 協和下淀川 神宮寺 刈和野 宇留井谷地 北檜岡 花館間倉 花館豊後野 強首 土川 寺館 高城 九升田 大沢郷寺 正手沢 木原田 金山沢 杉山田 大沢郷宿 大巻 南外南檜岡 南外中宿

				南外落合 南外下袋 南外大向 南外湯ノ又
	横手川	大曲橋	出川合流点～雄物川合流点	大仙市 花館 角間川 藤木 大曲 戸地谷 堀見内 高梨 橋本 内小友 大曲西根 蛭川 仙北郡美郷町 大久保地域 万願寺地域
	丸子川	大曲橋	大盛橋～雄物川合流点	大仙市 花館 角間川 藤木 大曲 戸地谷 堀見内 高梨 橋本 内小友 大曲西根 蛭川 仙北郡美郷町 大久保地域 万願寺地域
成瀬川	* 成瀬川	安養寺	左岸 横手市増田町荻袋字真当～ 皆瀬川合流点 右岸 横手市増田町真人字山下～ 皆瀬川合流点	—
皆瀬川	皆瀬川	岩崎橋	成瀬川合流点～雄物川合流点	横手市 十文字町睦合地区 十文字町植田地区

				十文字町三重地区 十文字町佐賀会地区 十文字町仁井田地区 増田町増田地区 増田町戸波地区 増田町荻袋地区 増田町三又地区 増田町八木地区 十文字町栄町地区 雄物川町里見地区 平鹿町浅舞地区 平鹿町中吉田地区 湯沢市 八幡地区 二井田地区 角間地区 字高前地区 字関合地区 字平館地区 岩崎地区 大仙市 角間川字木内 角間川字布晒 角間川字門目 雄勝郡羽後町 大久保集落
玉川	玉川	長野	左岸 大仙市長野字開～ 雄物川合流点 右岸 大仙市長野字八乙女～ 雄物川合流点	大仙市 長野 長野字竹原 鐘見内 清水字七曲 清水字甲沖田 清水字沖田大吹 長戸呂 四ツ屋 花館
雄物川 下流	雄物川 下流	樺川	左岸 大仙市秋田市行政境～ 雄物川河口まで 右岸 大仙市秋田市行政境～ 雄物川河口まで	秋田市 大町三丁目から六丁目、 旭北、旭南、川元、川尻 上野町・大川町・御休町 、川尻町字大川反、山王

				、千秋明德町、中通、南通、檜山、茨島、八橋運動公園、八橋本町、八橋田五郎二丁目、八橋イサノ一丁目、八橋南、八橋字下八橋、東通仲町、東通観音前、東通館ノ越、東通一丁目・六丁目・七丁目、手形字西谷地、新屋大川町、新屋扇町、新屋表町、新屋烏木町、新屋比内町、新屋沖田町、新屋前野町、新屋高美町、新屋渋谷町、新屋田尻沢東町・中町・西町、新屋町字渋谷地・字田尻沢、新屋豊町、新屋天秤野、新屋朝日町、新屋松美ガ丘東町、向浜一丁目、浜田字館ノ丸・字町端・字町ノ下、豊岩、下浜檜田・八田、牛島、卸町、大住、仁井田、御野場、四ツ小屋、上北手荒巻・大戸・百崎、寺内蛭根、寺内後城、寺内大小路、寺内神屋敷、河辺豊成・畑谷、雄和
子吉川	子吉川	明 法	左岸 由利本荘市吉沢地区～ 南福田地区 右岸 由利本荘市吉沢地区～ 石沢川合流点	由利本荘市 南福田地区、鮎瀬地区、東鮎川地区、黒沢地区、曲沢地区、森子地区、前郷地区、陳ヶ森地区、久保田地区、川西地区、蟹沢地区、土倉地区、山本地区、新上条地区、吉沢地区
		二十六木橋	左岸 由利本荘市南福田地区～ 子吉川河口まで 右岸 石沢川合流点～ 子吉川河口まで	由利本荘市 石脇地区、本荘市街地、川口地区、福山地区、土谷地区、二十六木地区、

				大中ノ沢地区、薬師堂地区、三条地区、宮内地区、埋田地区、藤崎地区、荒町地区、玉ノ池地区、万願寺地区、上野地区、葛法地区、船岡地区、南福田地区
	* 石沢川	鮎 瀬	左岸 由利本荘市鳥川字沖真田～ 子吉川合流点 右岸 由利本荘市上野字蛇田～ 子吉川合流点	—

\* 雄物川水系成瀬川及び子吉川水系石沢川は水位到達情報通知河川。

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

直轄河川での水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、資料5-2のとおり。

(3) 県と気象庁が共同で行う洪水予報

① 県管理河川で洪水予報を行う河川名、区域、担当官署

表4-17 県管理河川の洪水予報区域

予報 区域名	水系名	河川名	実施区間	基準 地点	担当官署
太平川	雄物川	太平川	左岸 秋田市太平山谷字鳩ノ鳥地先 (地主橋) から 旭川合流点 まで	太平本町 水位観測所	秋田県建設部 河川砂防課
			右岸 秋田市太平山谷字地主地先 (地主橋) から 旭川合流点 まで	牛 島 水位観測所	気象庁 秋田地方气象台

② 洪水予報の対象となる基準水位観測所

表4-18 県管理河川の洪水予報区域の対象となる基準観測所

予報 区域名	河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位
太平川	太平川	太平本町	秋田市太平中関	1.20m	1.50m	1.70m	2.20m	2.58m
		牛島	秋田市牛島	2.50m	2.90m	3.20m	3.50m	4.00m

※洪水実績に応じて基準水位を見直す場合がある。

③洪水予報の発表形式

県管理河川の洪水予報の発表形式は、資料5-3のとおり。

③ 浸水想定区域

表4-19 県管理河川の洪水予報区域の浸水想定区域

予報 区域名	河川名	洪水予報 基準観測所	受持区間	洪水浸水想定区域
太平川	太平川	太平本町	左岸 秋田市太平山谷字鳩ノ鳥地先 (地主橋) から 八田川合流点 まで 右岸 秋田市太平山谷字地主地先 (地主橋) から 八田川合流点 まで	秋田市
太平川	太平川	牛 島	左岸 八田川合流点から 旭川合流点 まで 右岸 八田川合流点から 旭川合流点 まで	秋田市

※浸水想定区域は河川整備の計画降雨により浸水が想定される区域。

⑤洪水予報の伝達経路及び手段

秋田県が実施する水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、資料5-4のとおり。

#### 4.3 水位周知河川における水位到達情報

##### (1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（レベル3氾濫警戒情報）（氾濫注意水位を下回った場合の情報（レベル2氾濫注意情報の解除）を含む。）、レベル5氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、表4-21のとおり。

表4-20 水位周知情報の種類と発表基準

種 類	発表基準
レベル2 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
レベル3 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
レベル4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき
レベル2 氾濫注意情報解除	レベル5氾濫発生情報、レベル4氾濫危険情報、レベル3氾濫警戒情報又はレベル2氾濫注意情報を発表中に、基準観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

※氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を洪水予報観測所に換算した水位のうち、洪水予報の受け持つ予報区域において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定している。

※氾濫発生水位は、箇所毎の氾濫開始水位を洪水予報観測所地点に換算した水位（氾濫開始相当水位）のうち、洪水予報の受け持つ予報区域において最も低い水位であり、これまで「氾濫する可能性のある水位」と称していた水位のことである。箇所毎の氾濫開始水位は、堤防天端高又は背後地盤高など氾濫が開始する水位をもって設定する。

##### (2) 国土交通省が行う水位到達情報の通知

###### ①水位到達情報の通知を行う河川名、区域。

直轄河川水位到達情報の通知を行う河川名、区域は表4-12のとおり。

###### ②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

直轄河川水位到達情報の通知を行う基準観測所は表4-13のとおり。

③水位到達情報の通知の担当官署

直轄河川水位到達情報の通知を行う担当官署は表 4-15、4-15 の各河川国道事務所。

④水位到達情報の通知の発表形式

直轄河川水位到達情報通知の発表形式は、資料 5-1 のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

直轄河川水位到達情報通知の洪水浸水想定区域は表 4-16、4-17 のとおり。

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

直轄河川水位到達情報通知の伝達経路は、資料 5-6 のとおり。

(3) 県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

表4-21 県管理河川での水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	観測所名	警戒区域
米代川	米代川	花輪	鹿角市八幡平字長嶺端～間瀬川合流点
		末広	間瀬川合流点～土深井沢川合流点
		扇田	土深井沢川合流点～大館市比内扇田字本道端77
	富士川	富士川	鹿角市花輪字富士川～米代川合流点
	大湯川	毛馬内2	鹿角市十和田安久谷川合流点～米代川合流点
	小坂川	毛馬内1	小坂町古遠部川合流点～大湯川合流点
	熊沢川	谷内	鹿角市八幡平字永田根瀬(根瀬橋)～米代川合流点
	阿仁川	阿仁前田	北秋田市阿仁萱草大橋～北秋田市浦田橋
		米内沢	北秋田市浦田橋～小阿仁川合流点
		木戸石	小阿仁川合流点～能代市下田平ゆめ大橋
	長木川	有浦	大館市茂内一の渡橋～JR花輪線橋梁
		餅田	JR花輪線橋梁～米代川合流点
	下内川	白沢	大館市白沢中の渡橋～大森川合流点
		松峰	大森川合流点～長木川合流点
	小阿仁川	杉花	藤沢合流点～仏社川合流点
		三木田	仏社川合流点～阿仁川合流点
	小猿部川	脇神	品類川合流点～北秋田市脇神
	綴子川	田中	綴子橋～米代川合流点
	犀川	二井田	炭谷川合流点～米代川合流点
	藤琴川	藤琴	藤里町藤琴～能代市高岩橋
檜山川	桧山	湯の沢合流点～米代川合流点	
雄物川	太平川	太平本町	秋田市太平山谷 地主橋～八田川合流点
		牛島	八田川合流点～旭川合流点
	旭川	中島	秋田市添川橋～旧雄物川合流点
	草生津川	寺内	秋田市外旭川字一本木～旧雄物川合流点
	猿田川	仁井田	秋田市仁井田福島～太平川合流点
	新城川	笠岡	秋田市上新城中字堂ノ前～旧雄物川合流点
	岩見川	坂本	秋田市河辺萱森橋～雄物川合流点
	新波川	新波	秋田市雄和クネソエ頭首工～雄物川合流点
	大沢川	大沢郷宿	大仙市大沢郷寺字石持 稲荷下橋～雄物川合流点
	丸子川	田茂木	美郷町六郷関田部落堤防地点～雄物川合流点
	福部内川	福見	大仙市大曲上高畑～丸子川合流点
	窪堰川	高関上郷	大仙市高関上郷半在家橋～丸子川合流点
	川口川	板見内	大仙市板見内八景橋～丸子川合流点
	矢島川	本堂城回	美郷町本堂城回字一本杉～丸子川合流点
	斉内川	新町	大仙市清水坂ノ上橋～玉川合流点
	玉川	岩瀬	仙北市角館町舟場～桧木内川合流点
		下鶯野	桧木内川合流点～斉内川合流点
	桧木内川	宮田	仙北市西木内町桁沢～仙北市西木町小波内
		吉田	仙北市西木町小波内～仙北市西木町下田
		門屋	瀧尻川合流点～仙北市角館町赤平
		赤平橋	仙北市角館町赤平～玉川合流点
	入見内川	田中	川下田川合流点～玉川合流点
	横手川	寺村	横手市旭川橋～雄物川合流点
		朝倉	横手市旭川橋～本郷橋
	上溝川	町田	横手市寄木1号橋～雄物川合流点
	役内川	横堀	湯沢市秋の宮川井橋～雄物川合流点
	雄物川	下院内	南沢合流点～湯沢市小野字芋ヶ沢1の42
	子吉川	芋川	由利本荘市小栗山～由利本荘市徳沢橋
	馬場目川	馬場目川	久保
馬踏川		金足堀内	吉田川合流点～八郎瀧
		下岩川	三種町上岩川大荒井沢合流点～谷地の沢川合流点
三種川		森岳	谷地の沢川合流点～八郎瀧
	中野	にかほ市大竹大畑橋～白雪川河口	

\*洪水予報河川である太平川も加えている。

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

表4-22 秋田県管理河川での水位到達情報の通知の対象となる基準観測所（その1）

河川名	観測所名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	水防 管理者
米代川	花輪	鹿角市尾去沢字下モ平	1.50	2.00	2.50	3.50	鹿角市
	末広	鹿角市十和田末広	1.50	2.20	2.80	3.80	鹿角市
	扇田	大館市扇田本道端	2.70	3.50	3.70	4.00	大館市
福士川	福士川	鹿角市花輪字下沢田	0.50	0.65	0.75	0.90	鹿角市
大湯川	毛馬内2	鹿角市十和田毛馬内	1.50	1.80	2.40	3.40	鹿角市
小坂川	毛馬内1	鹿角市十和田瀬田石	1.00	2.00	2.60	3.60	鹿角市 小坂町
熊沢川	谷内	鹿角市八幡平字夏井上田表	0.75	1.35	1.80	2.30	鹿角市
阿仁川	阿仁前田	北秋田市阿仁前田字下川端	2.10	3.00	4.20	4.90	北秋田市
	米内沢	北秋田市米内沢字出向中島	2.50	3.00	4.40	4.80	北秋田市
	木戸石	北秋田市木戸石字上務田	3.00	4.30	6.80	7.10	北秋田市
長木川	有浦	大館市有浦六丁目	1.20	2.00	2.80	3.70	大館市
	餅田	大館市餅田石刈袋	1.20	2.00	3.00	3.50	大館市
下内川	白沢	大館市白沢伊勢堂下	0.80	1.00	1.20	1.50	大館市
	松峰	大館市松峰村下	1.30	1.60	2.80	3.40	大館市
小阿仁川	杉花	上小阿仁村杉花	1.60	2.30	3.00	3.50	上小阿仁村
	三木田	北秋田市三木田字三木田	1.80	2.20	4.40	4.60	北秋田市 上小阿仁村
小猿部川	脇神	北秋田市脇神字白砂坂	2.00	2.50	4.50	5.00	北秋田市
綴子川	田中	北秋田市綴子字柳中	1.35	1.85	3.00	3.20	北秋田市
犀川	二井田	大館市二井田上出向	1.35	2.00	2.60	2.90	大館市
藤琴川	藤琴	藤里町藤琴字相の囷	1.80	2.30	3.80	4.40	藤里町 能代市
檜山川	桧山	能代市檜山	1.50	1.80	2.00	2.30	能代市
太平川	太平本町*	秋田市太平中関	1.20	1.50	1.70	2.20	秋田市
	牛島*	秋田市牛島	2.50	2.90	3.20	3.50	
旭川	中島	秋田市保戸野中町	2.20	2.73	3.42	3.60	秋田市
草生津川	寺内	秋田市寺内	1.80	2.80	3.00	3.60	秋田市

\* 太平川 太平本町、牛島観測所は洪水予報区間である。

※洪水実績に応じて基準水位を見直す場合がある。

表4-23 秋田県管理河川での水位到達情報の通知の対象となる基準観測所（その2）

河川名	観測所名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	水防 管理者
猿田川	仁井田	秋田市仁井田	1.40	2.30	2.55	2.70	秋田市
新城川	笠岡	秋田市下新城笠岡	1.30	1.50	1.70	2.30	秋田市
岩見川	坂本	秋田市河辺坂本	1.20	2.30	3.50	4.10	秋田市
新波川	新波	秋田市雄和新波	1.30	1.80	2.20	2.80	秋田市
大沢川	大沢郷宿	大仙市大沢郷宿	2.00	2.30	2.70	3.00	大仙市
丸子川	田茂木	大仙市高梨字田茂木	3.00	3.20	3.30	3.50	大仙市 美郷町
福部内川	福見	大仙市大曲福見町	1.20	1.60	2.50	2.70	大仙市
窪堰川	高関上郷	大仙市高関上字鳥谷場	1.40	2.10	2.70	3.00	大仙市
川口川	板見内	大仙市板見内字蛇塚	2.60	4.00	4.50	4.80	大仙市
矢島川	本堂城回	美郷町本堂城回字島田	0.90	1.60	2.20	2.40	大仙市 美郷町
斉内川	新町	大仙市長野字新町	1.40	1.70	1.90	2.15	大仙市
玉川	岩瀬	仙北市岩瀬字下夕野	3.70	4.10	5.20	5.50	大仙市 仙北市
	下鶯野	大仙市下鶯野字長瀬	3.40	4.00	4.50	5.00	大仙市
桧木内川	宮田	仙北市上桧木内字寺村	1.40	1.70	2.10	2.40	仙北市
	吉田	仙北市下桧木内字吉田	1.60	2.62	4.20	4.50	仙北市
	門屋	仙北市小山田字高野	2.00	2.70	3.70	4.40	仙北市
	赤平橋	仙北市角館東前郷	2.10	3.20	3.80	4.50	仙北市
入見内川	田中	仙北市角館町雲然字田中	1.20	1.30	1.50	1.70	仙北市
横手川	寺村	横手市黒川字寺村	1.80	2.50	4.10	4.50	横手市 大仙市
	朝倉	横手市朝倉	1.80	2.50	3.90	4.10	美郷町
上溝川	町田	横手市大森町字町田	2.00	3.10	4.00	4.40	横手市
役内川	横堀	湯沢市横堀	1.00	1.50	2.10	2.50	湯沢市
雄物川	下院内	湯沢市下院内	1.20	1.70	2.30	2.60	湯沢市
芋川	松本	由利本荘市松本字前野	2.90	3.50	4.30	4.60	由利本荘市
	館前	由利本荘市内越字家の前	3.20	4.30	6.20	6.60	由利本荘市
馬場目川	久保	五城目町久保	2.00	2.60	3.10	3.40	五城目町 八郎潟町
馬踏川	金足堀内	秋田市金足堀内字堀内	2.20	2.50	3.10	3.60	秋田市 潟上市
三種川	下岩川	三種町下岩川	2.00	2.30	2.50	3.00	三種町
	森岳	三種町森岳字小中野	2.50	3.00	3.90	4.50	三種町
白雪川	中野	にかほ市中三地字堰端	1.50	2.50	2.60	3.00	にかほ市

※洪水実績に応じて基準水位を見直す場合がある。

③水位到達情報の通知の担当官署

表4-24 秋田県管理河川の水位到達情報の通知の担当官署（その1）

担当官署	河川名	観測所名	水防管理者	昼間連絡先	夜間連絡先
鹿角地域振興局建設部	米代川	花輪	鹿角市	鹿角市総務課 TEL0186 (30) 0299 FAX0186 (30) 1122 bousai@city.kazuno.lg.jp	鹿角市総務課 TEL0186 (30) 0299 FAX0186 (30) 1122 bousai@city.kazuno.lg.jp
		末広			
	富士川	富士川			
	大湯川	毛馬内2			
	熊沢川	谷内			
	小坂川	毛馬内1	小坂町	小坂町町民課 TEL0186 (29) 3928 FAX0186 (29) 3728 ksk-kankyo@town.kosaka.akita.jp	鹿角広域行政組合消防署小坂分署 TEL0186 (29) 2119 FAX0186 (29) 3731 fdkosaka@atlas.plala.or.jp
北秋田地域振興局建設部	米代川	扇田	大館市	大館市危機管理課 TEL0186 (43) 7100 FAX0186 (49) 1198 bousai@city.odate.lg.jp	大館市危機管理課 TEL0186 (43) 7100 FAX0186 (49) 1198 bousai@city.odate.lg.jp
	阿仁川	阿仁前田	北秋田市	北秋田市総務課 TEL0186 (62) 6602 FAX0186 (63) 2586 kikikanri@city.kitaakita.lg.jp	北秋田市総務課 TEL0186 (62) 6602 FAX0186 (63) 2586 kikikanri@city.kitaakita.lg.jp
		米内沢			
		木戸石			
	長木川	有浦	大館市	大館市危機管理課 TEL0186 (43) 7100 FAX0186 (49) 1198 bousai@city.odate.lg.jp	大館市危機管理課 TEL0186 (43) 7100 FAX0186 (49) 1198 bousai@city.odate.lg.jp
		餅田			
	下内川	白沢			
		松峰			
	小阿仁川	杉花	上小阿仁村	上小阿仁村住民福祉課 TEL0186 (77) 2222 FAX0186 (77) 2227 bousai@vill.kamikoani.lg.jp	上小阿仁村住民福祉課 TEL0186 (77) 2222 FAX0186 (77) 2227 bousai@vill.kamikoani.lg.jp
		三木田	北秋田市	北秋田市総務課 TEL0186 (62) 6602 FAX0186 (63) 2586 kikikanri@city.kitaakita.lg.jp	北秋田市総務課 TEL0186 (62) 6602 FAX0186 (63) 2586 kikikanri@city.kitaakita.lg.jp
	小猿部川	脇神			
綴子川	田中				
犀川	二井田	大館市	大館市危機管理課 TEL0186 (43) 7100 FAX0186 (49) 1198 bousai@city.odate.lg.jp	大館市危機管理課 TEL0186 (43) 7100 FAX0186 (49) 1198 bousai@city.odate.lg.jp	

表4-25 秋田県管理河川の水位到達情報の通知の担当官署 (その2)

担当官署	河川名	観測所名	水防管理者	昼間連絡先	夜間連絡先
山本 地域 振興局 建設部	藤琴川	藤 琴	藤里町	藤里町生活環境課 T E L 0185 (79) 2115 F A X 0185 (79) 2116 seikatsu@town.fujisato.lg.jp	藤里町生活環境課 T E L 0185 (79) 2111 F A X 0185 (79) 2116 seikatsu@town.fujisato.lg.jp
			能代市	能代市総務部総合防災課 T E L 0185 (89) 2115 F A X 0185 (89) 1792 bousai@city.noshiro.lg.jp	能代市総務部総合防災課 T E L 0185 (89) 2117(宿直) F A X 0185 (89) 1792 bousai@city.noshiro.lg.jp
	檜山川	桧 山			
	三種川	森 岳 下岩川	三種町	三種町町民生活課 T E L 0185(85)4823 F A X 0185(85)2178 chomin@town.mitane.lg.jp	三種町町民生活課 T E L 0185(85)4823 F A X 0185(85)2178 chomin@town.mitane.lg.jp
秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	太平川	太平本町 牛 島	秋田市	秋田市防災安全対策課 T E L 018 (888) 5434 F A X 018 (888) 5435 ro-gnds@city.akita.lg.jp	秋田市消防本部指令課 T E L 018 (823) 4265 F A X 018 (823) 7214 ro-frcc@city.akita.lg.jp
	旭川	中 島			
	草生津川	寺 内			
	猿田川	仁 井 田			
	新城川	笠 岡			
	岩見川	坂 本			
	新波川	新 波			
	馬踏川	金足堀内	潟上市	潟上市総務課 T E L 018(853)5301 F A X 018(853)5211 kikikanri@city.katagami.lg.jp	潟上市総務課 T E L 018(853)5301 F A X 018(853)5211 kikikanri@city.katagami.lg.jp
	馬場目川	久 保	五城目町	五城目町住民生活課 T E L 018(852)5112 F A X 018(852)5367 bosai@town.gojome.lg.jp	五城目町住民生活課 T E L 018(852)5112 F A X 018(852)5367 bosai@town.gojome.lg.jp
			八郎潟町	八郎潟町住民生活課 T E L 018(875)5806 F A X 018(875)3096 tyoumin@town.hachirogata.lg.jp	八郎潟町住民生活課 T E L 018(875)5806 F A X 018(875)3096 tyoumin@town.hachirogata.lg.jp
井川町			井川町町民生活課 T E L 018(874)4416 F A X 018(874)2894 tyoumin@town.ikawa.akita.jp	井川町町民生活課 T E L 018(874)4416 F A X 018(874)2894 tyoumin@town.ikawa.akita.jp	
由 利 地 域 振 興 局 建 設 部	芋川	松 本 館 前	由利本荘市	由利本荘市危機管理課 T E L 0184 (24) 6233 F A X 0184 (23) 8191 kikikanri@city.yurihonjo.lg.jp	由利本荘市消防本部通信指令課 T E L 0184(22)4292 F A X 0184(23)5195
	白雪川	中 野	にかほ市	にかほ市防災課 T E L 0184 (43) 7504 F A X 0184 (43) 5707 bousai@city.nikaho.lg.jp	にかほ市消防本部 T E L 0184 (38) 2834 F A X 0184 (38) 4070

表4-26 秋田県管理河川の水位到達情報の通知の担当官署（その3）

担当官署	河川名	観測所名	水防管理者	昼間連絡先	夜間連絡先
仙北地域振興局建設部	大沢川	大沢郷宿	大仙市	大仙市総合防災課 TEL0187(63)1111 FAX0187(62)9400 bousai@city.daisen.lg.jp	大仙市総合防災課 TEL0187(63)1111 FAX0187(62)9400 bousai@city.daisen.lg.jp
	丸子川	田茂木	大仙市 美郷町	美郷町住民生活課 TEL0187(84)4903 FAX0187(85)2107 shobo@town.akita-misato.lg.jp	美郷町住民生活課 TEL0187(84)4903 FAX0187(85)2107 shobo@town.akita-misato.lg.jp
	矢島川	本堂城回			
	福部内川	福見	大仙市	大仙市総合防災課 TEL0187(63)1111 FAX0187(62)9400 bousai@city.daisen.lg.jp	大仙市総合防災課 TEL0187(63)1111 FAX0187(62)9400 bousai@city.daisen.lg.jp
	窪堰川	高関上郷			
	川口川	板見内			
	芥内川	新町			
	玉川	下鶯野			
		岩瀬			
	榎木内川	宮田	仙北市	仙北市総合防災課 TEL0187(43)1115 FAX0187(43)1300 bousai@city.semboku.akita.jp	仙北市総合防災課 TEL0187(43)1115 FAX0187(43)1300 bousai@city.semboku.akita.jp
吉田					
門屋					
赤平橋					
入見内川	田中				
平鹿地域振興局建設部	横手川	寺村倉	大仙市	大仙市総合防災課 TEL0187(63)1111 FAX0187(62)9400 bousai@city.daisen.lg.jp	大仙市総合防災課 TEL0187(63)1111 FAX0187(62)9400 bousai@city.daisen.lg.jp
			美郷町	美郷町住民生活課 TEL0187(84)4903 FAX0187(85)2107 shobo@town.akita-misato.lg.jp	美郷町住民生活課 TEL0187(84)4903 FAX0187(85)2107 shobo@town.akita-misato.lg.jp
	上溝川	町田	横手市	横手市総務企画部危機対策課 TEL0182(35)2195 FAX0182(36)0261 kikitaisaku@city.yokote.lg.jp	横手市消防本部通信指令室 TEL0182(32)1112 FAX0182(32)1146 shoboshirei@city.yokote.lg.jp
雄勝地域振興局建設部	役内川	横堀	湯沢市	湯沢市総務部総務課総合防災室 TEL0183(55)8250 FAX0183(73)2117 bousai@city.yuzawa.lg.jp	湯沢市総務部総務課総合防災室 TEL0183(73)2111 FAX0183(73)2117 bousai@city.yuzawa.lg.jp
	雄物川	下院内			

④水位到達情報の通知の発表形式

秋田県管理河川水位到達情報通知の発表形式は、資料5-5のとおり。

③ 洪水浸水想定区域

表4-27 秋田県管理河川水位到達情報通知河川の浸水想定区域

水系名	河川名	観測所名	浸水想定区域
米代川	米代川	花輪	鹿角市
		末広	鹿角市
		扇田	大館市
	福土川	福土川	鹿角市
	大湯川	毛馬内2	鹿角市
	小坂川	毛馬内1	鹿角市、小坂町
	熊沢川	谷内	鹿角市
	阿仁川	阿仁前田	北秋田市
		米内沢	北秋田市
		木戸石	北秋田市
	長木川	有浦	大館市
		餅田	大館市
	下内川	白沢	大館市
		松峰	大館市
	小阿仁川	杉花	上小阿仁村
		三木田	北秋田市
	小猿部川	脇神	北秋田市
綴子川	田中	北秋田市	
犀川	二井田	大館市	
藤琴川	藤琴	能代市、藤里町	
檜山川	桧山	能代市	
雄物川	太平川	太平本町	秋田市
		牛島	秋田市
	旭川	中島	秋田市
	草生津川	寺内	秋田市
	猿田川	仁井田	秋田市
	新城川	笠岡	秋田市
	岩見川	坂本	秋田市
	新波川	新波	秋田市
	大沢川	大沢郷宿	大仙市
	丸子川	田茂木	大仙市、美郷町
	福部内川	福見	大仙市
	窪堰川	高関上郷	大仙市
	川口川	板見内	大仙市
	矢島川	本堂城回	大仙市、美郷町
	芥内川	新町	大仙市
	玉川	岩瀬	仙北市
		下鶯野	仙北市、大仙市
	桧木内川	宮田	仙北市
		吉田	仙北市
		門屋	仙北市
		赤平橋	仙北市
	入見内川	田中	仙北市
	横手川	寺村、朝倉	横手市、大仙市、美郷町
上溝川	町田	横手市	
役内川	横堀	湯沢市	
雄物川	下院内	湯沢市	
子吉川	芋川	松本	由利本荘市
		館前	由利本荘市
馬場目川	馬場目川	久保	五城目町、八郎潟町、井川町
	馬踏川	金足堀内	秋田市、潟上市
	三種川	森岳、下岩川	三種町
白雪川	白雪川	中野	にかほ市

\* 浸水想定区域は想定最大規模降雨により浸水が想定される区域。

⑥ 水位到達情報の伝達経路及び手段

秋田県管理河川の水防法に基づく水位到達情報の伝達経路は、資料5-7のとおり。

4.4 水位周知下水道における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した水位周知下水道について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

市町村長は、当該市町村長が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者、量水標管理者及び県知事に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

内水氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報（内水氾濫危険情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
内水氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が内水氾濫注意水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に達したとき
内水氾濫危険情報解除	基準水位観測所の水位が内水氾濫注意水位（雨水出水特別警戒水位）を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(2) 県が行う水位到達情報の通知

① 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

現在、県が水位到達情報の通知を行う基準水位観測所はない。

(3) 市町村が行う水位到達情報の通知

① 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

現在、市町村が水位到達情報の通知を行う基準水位観測所はない。

#### 4.5 高潮予報海岸における高潮予報

##### (1) 名称及び発表基準

国土交通大臣は指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び知事と共同して、高潮予報し、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、国土交通大臣が指定した海岸について通知をした国土交通大臣は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

この他、知事が氾濫による著しい危険が切迫している通報を受けたとき、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

発表する情報の名称、基本的な発表基準は、次のとおりである。

情報名	発表基準
レベル2 高潮注意報	高潮により、水位（潮位+波の打上げ高）の予測値がレベル5基準に、潮位の予測値がレベル4基準（潮位が超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さ）に達すると予想される約18時間前までに発表
レベル3 高潮警報	高潮により、水位（潮位+波の打上げ高）の予測値がレベル5基準に、潮位の予測値がレベル4基準（潮位が超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さ）に達すると予想される約12時間前までに発表
レベル4 高潮危険警報	高潮により、水位（潮位+波の打上げ高）の予測値がレベル5基準に、潮位の予測値がレベル4基準（潮位が超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さ）に達すると予想される約6時間前までに発表
レベル5 高潮氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破堤、背後地の浸水を実際に確認したとき</li> <li>・水位（潮位+波の打上げ高）と潮位のいずれかの実況値がレベル5基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想される時</li> <li>・水位（潮位+波の打上げ高）と潮位のいずれかの直近の予測値がレベル5基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想される時</li> </ul> ※レベル5高潮特別警報と一体的に発表

##### (2) 高潮予報

###### ①高潮予報を行う海岸名、区域

現在、高潮予報を行う海岸はない。

#### 4.6 水位周知海岸における水位到達情報

##### (1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した海岸について、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位（法第13条の3に規定される水位）に達したときは、高潮氾濫発生情報を発表し、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者及び量水標管理者、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、警戒レベル5緊急安全確保の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

高潮氾濫発生情報を発表した後に、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合は、高潮氾濫発生情報の解除を発表することとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
高潮氾濫発生情報	・ 基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき ・ 高潮による氾濫若しくは高波による超波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合
高潮氾濫発生情報解除	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合

##### (2) 水位到達情報の通知

###### ①水位到達情報の通知を行う海岸名、区域

現在、水位到達情報の通知を行う海岸はない。

## 4.7 水防警報

### 4.7.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいと想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

### 4.7.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

#### (1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。水防警報の種類、内容及び発表基準は、表4-28のとおり。

表4-28 水防警報の種類及び発表基準

種 類	内 容	発表基準
待 機 * 国交省 の み	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう に待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機 関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を 減らしても差支えないが、水防活動をやめること はできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状 況等により、必要と認め るとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門 機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め るとともに、水防機関に出動の準備をさせる必 要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他 の河川状況により必要 と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するも の。	氾濫注意情報等により、又 は、水位、流量その他の河 川状況により、氾濫注意水 位（警戒水位）を超えるお それがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及 び当該基準水位観測所名による一連の水防警報 を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位） 以下に下降したとき、又は 水防作業を必要とする河川 状況が解消したと認めると き。

\*「待機」は国土交通省が直轄河川に行う。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

直轄河川の予報区域と同一であり、表4-11のとおり。

②水防警報の対象となる基準水位観測所

直轄河川水防警報の対象となる基準観測所は、表4-29のとおり。

表4-29 直轄河川の水防警報の対象となる基準水位観測所

\*支川成瀬川は対象外

河川名	観測所名	地 先 名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	水防管 理団体
米代川	十二所	大館市十二所字十二所町	m 2.50	m 3.00	m 6.10	m 6.40	m -	大館市
	鷹巣	北秋田市鷹巣西大柳岱	5.60	6.10	7.80	7.90	8.791	北秋田市
	二ツ井	能代市二ツ井町比井野	3.00	4.50	6.30	6.80	7.394	能代市
	向能代	能代市落合字下前田	1.50	1.90	3.00	3.40	4.171	
支川 藤琴川	二ツ井	能代市二ツ井町比井野	3.00	4.50	6.30	6.80	7.394	
支川 小猿部川	堂ヶ岱	北秋田市脇神字堂ヶ岱	1.70	2.70	4.00	4.90	4.963	北秋田市
雄物川	岩館	湯沢市小野	2.60	3.10	3.20	3.90	4.291	湯沢市 羽後町
	柳田橋	湯沢市柳田字中道下	1.40	2.00	3.50	4.20	4.380	
	雄物川橋	横手市雄物川町深井	2.00	3.00	4.20	4.50	5.328	横手市 大仙市 羽後町
	大曲橋	大仙市 大曲小貫高畑字七ツ小屋	2.50	3.40	6.00	6.20	6.933	大仙市
	神宮寺	大仙市神宮寺	3.50	5.00	6.10	6.70	9.032	大仙市
	椿川	秋田市雄和椿川字方福	5.60	6.60	(無)8.0 (有)9.7	(無)8.1 (有)9.8	9.893	秋田市
支川 皆瀬川	岩崎橋	湯沢市岩崎	1.00	1.70	2.40	2.60	3.794	横手市 湯沢市
支川 横手川	大曲橋	大仙市 大曲小貫高畑字七ツ小屋	2.50	3.40	6.00	6.20	6.933	大仙市
支川 丸子川	大曲橋	大仙市 大曲小貫高畑字七ツ小屋	2.50	3.40	6.00	6.20	6.933	大仙市
支川玉川	長野	大仙市長野	2.30	2.90	3.70	4.00	-	大仙市
子吉川	矢島	由利本荘市矢島町元町	2.90	4.10				由利 本荘市
	明法	由利本荘市前郷字西川	1.50	2.20	4.00	4.70	5.750	
	二十六木橋	由利本荘市蓼沼	3.30	4.00	5.60	6.00	6.395	
支川石沢川	鮎瀬	由利本荘市鮎瀬	2.50	3.40	4.20	4.50	5.789	

※椿川観測所の(無)無堤防、(有)は有堤防

③水防警報の担当官署

水防警報の担当官署は国土交通省各河川国道事務所。

④水防警報の発表形式

直轄河川の水防警報の発表形式は、資料5-8のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

直轄河川の水防警報の伝達経路及び手段は、資料5-6のとおり。

(3) 県が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

秋田県管理河川の水防警報を行う河川名、区域は洪水予報河川に水位到達情報通知河川を加えた河川であり、表4-21のとおり。

②水防警報の対象となる基準水位観測所

秋田県管理河川の水防警報の対象となる基準水位観測所は、洪水予報河川に水位到達情報通知河川を加えた河川の基準観測所であり、表4-22、4-23のとおり。

④ 水防警報の担当官署

秋田県管理河川の水防警報を行う官署は、洪水予報河川に水位到達情報通知河川を加えた河川の担当官署であり、表4-24、4-25、4-26のとおり。

④水防警報の発表形式

秋田県管理河川の水防警報の発表形式は、資料5-9のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

秋田県管理河川の水防警報の伝達経路及び手段は、水位到達情報通知の経路と同一であり、資料5-7のとおり。

## 第5章 水位等の観測、通報及び公表

### 5.1 水位の観測、通報及び公表

#### (1) 水位観測所

県内の水位観測所は、県管理の従来型水位観測所が110箇所、危機管理型水位計が191箇所あるほか、国の管理する従来型水位観測所が20箇所、危機管理型水位計が84箇所ある。

#### (2) 潮位観測所

県内の潮位観測所は、他の量水標管理者が管理する潮位観測所が2箇所ある。

#### (3) 水位の通報

秋田県河川砂防情報システムにより観測データが送信されている観測所は、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合及びデータ送信されていない観測所は、以下の流れで通報するものとする。

- ①水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は4.2の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が資料3-1に定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。水位通報を受ける関係者は5.3(1)水位の通報系統図のとおり。
- ②各地域振興局建設部は、管内観測所若しくは量水標管理者からの水位の通報を受けたときは、直ちに県建設部河川砂防課に通報するものとする。

#### (4) 水位の公表

①秋田県河川砂防情報システムにより観測データが送信されている観測所は、ウェブサイトに掲載することにより、秋田県から関係機関及び地域住民へ公表するものと見なす。ただし、システム障害が発生した場合及びデータ送信されていない観測所は、量水標等の示す水位が資料編第3章に定める氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を、次の方法で公表しなければならない。

##### ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

##### イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

##### ウ 公表の方法

秋田県水防本部を通じて、美の国秋田ネット(URL <https://pref.akita.lg.jp/>)に「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。

#### (5) 隣接市町村に対する水防通報

関係市町村は、次の場合水防上必要な情報を次の系統（資料編第8章）により下流隣接市町村に速報するものとする。なお、系統図中内の市町村は各管轄水防支部（地域振興局建設部）にも連絡するものとする。

- ア 著しい出水、又は出水のおそれのあるとき。
- イ その地下流市町村が水防上必要と認める事態が予想されるとき。

#### (6) 欠測時の措置

- ① 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。
- ② 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

### 5.2 雨量の観測及び通報

#### (1) 雨量観測所

県内の雨量観測所は、県管理の雨量観測所が124箇所ある。また、消防機関管理の雨量観測所が17箇所、気象庁管理の雨量観測所が37箇所ある。

詳細は、資料編第4章のとおりである。

#### (2) 雨量の通報

各地域振興局建設部は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに水防本部に通報し、水防本部はその情報を関係する建設事務所に通報するものとする。

秋田県河川砂防情報システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

#### (3) 通報系統

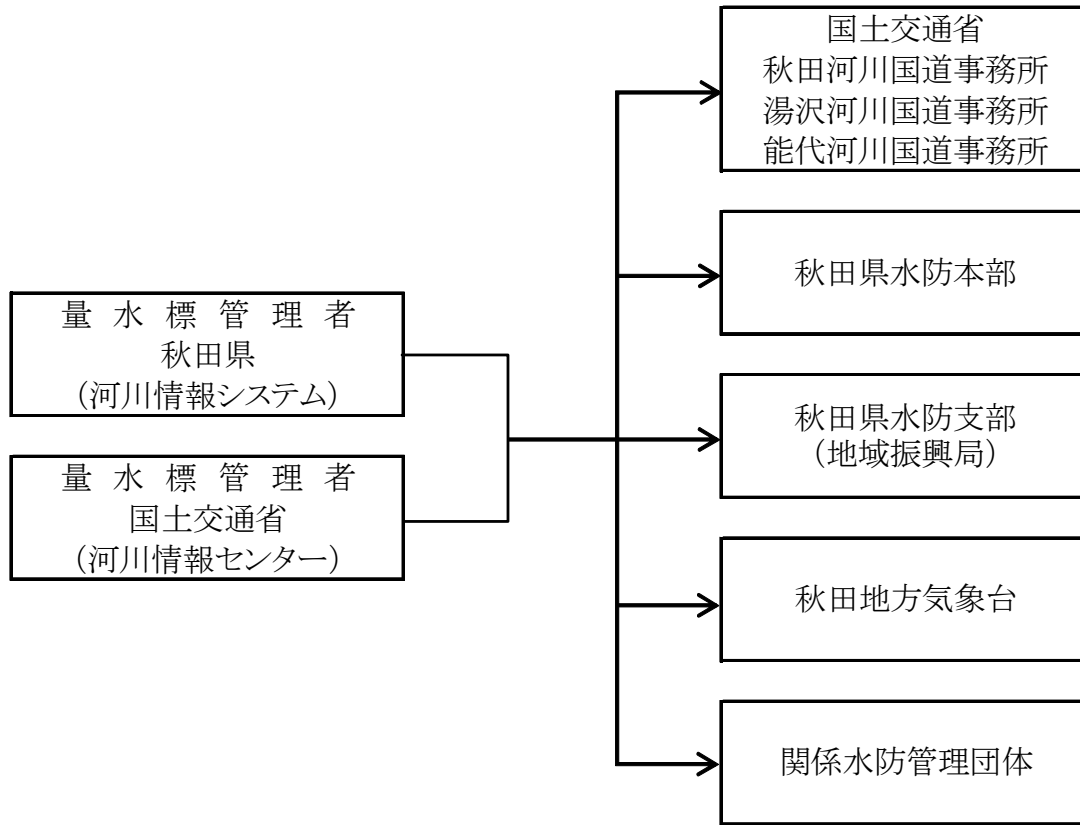
5.3(2) 雨量の通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、早期システム復旧に尽力するものとする。

### 5.3 水位等の通報系統図

#### (1) 水位の通報系統図

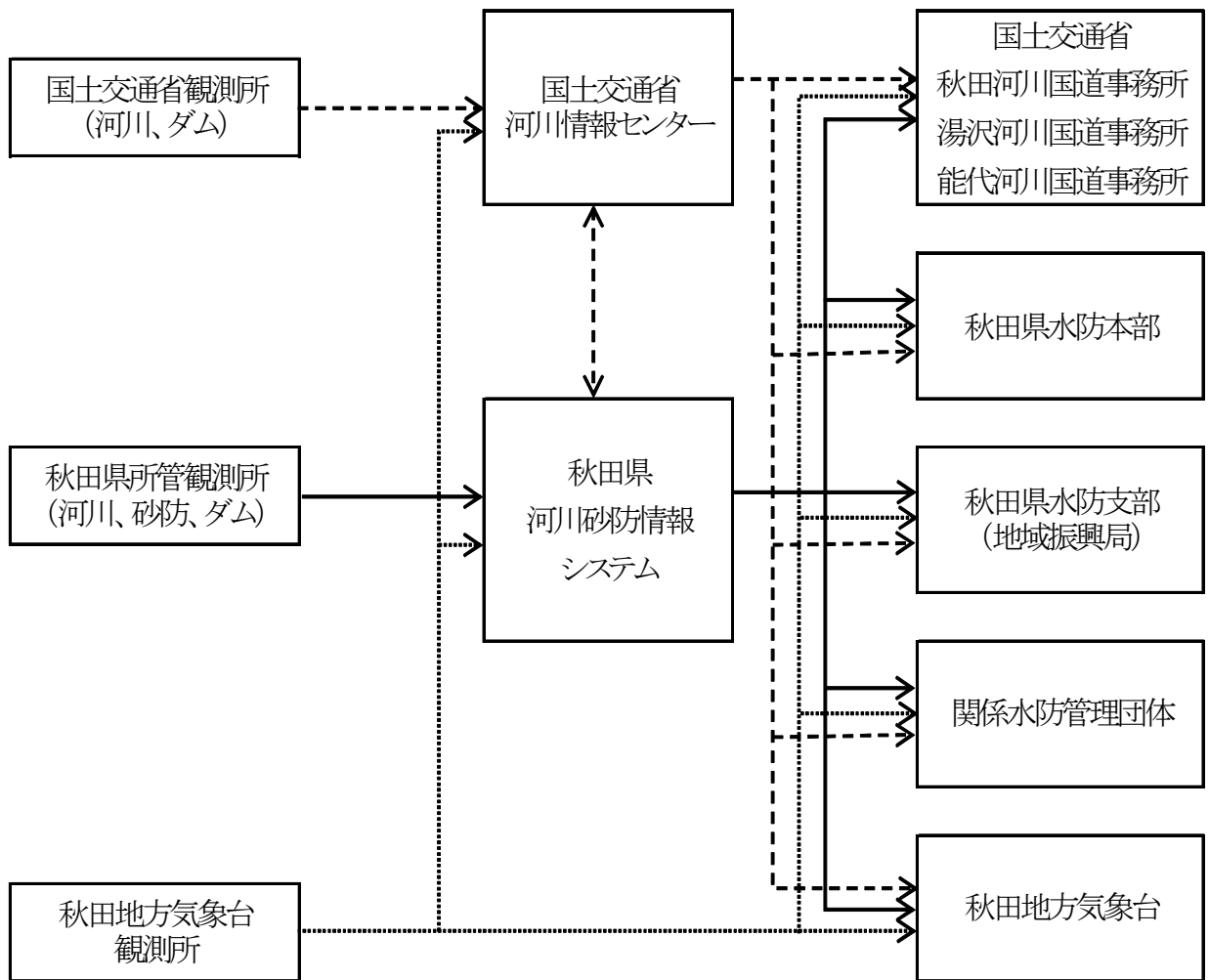
量水標管理者による水位の通報は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。

水位・潮位の通報系統図



(2) 雨量の通報系統図

雨量の通報系統は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。



## 第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイト及び音声応答により確認することができる。

気象情報		ウェブサイト	
ウェブサイト名		URL	
気象庁			
・あなたの街の防災情報		<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/">https://www.jma.go.jp/bosai/</a>	
・気象警報・注意報		<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning">https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning</a>	
・アメダス		<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas">https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas</a>	
・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）		<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/">https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/</a>	
・洪水キキクル		<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood</a>	
・洪水キキクル		<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund</a>	
・大雨キキクル		<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:heavyrain">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:heavyrain</a>	
河川水位、雨量、ダム諸量、ライブカメラ映像(国土交通省管理河川のみ)			
ウェブサイト名		URL	
秋田県河川砂防情報 (秋田県管理河川の情報)		<a href="https://kassen.pref.akita.lg.jp/pc/">https://kassen.pref.akita.lg.jp/pc/</a> 【スマートフォン版】 <a href="https://kassen.pref.akita.lg.jp/sp/">https://kassen.pref.akita.lg.jp/sp/</a> 【携帯】 <a href="https://kassen.pref.akita.lg.jp/mobile/">https://kassen.pref.akita.lg.jp/mobile/</a>	
国土交通省 川の防災情報 (国土交通省機関共通)		【PC版】 <a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a> 【スマートフォン版】 <a href="https://river.go.jp/s/">https://river.go.jp/s/</a> 【携帯版】 <a href="https://i.river.go.jp/">https://i.river.go.jp/</a>	
国土交通省 能代河川国道事務所 (米代川の情報)		<a href="https://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/">https://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/</a>	
国土交通省 秋田河川国道事務所 (雄物川下流、子吉川の情報)		<a href="https://www.thr.mlit.go.jp/akita/">https://www.thr.mlit.go.jp/akita/</a>	
国土交通省 湯沢河川国道事務所 (雄物川上流の情報)		<a href="https://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/">https://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/</a>	
潮位、波浪情報			
ウェブサイト名		URL	
国土交通省 海の防災情報		【PC版】 <a href="https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/">https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/</a> 【スマートフォン・携帯版】 <a href="https://nowphas.mlit.go.jp">https://nowphas.mlit.go.jp</a>	
国土交通省防災情報提供センター(潮位)		<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel">https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel</a>	
気象庁			
・潮位観測情報		<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel">https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel</a>	
・海洋の健康診断表		<a href="https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html">https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html</a>	
・波浪に関するデータ		<a href="https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index_wave.html">https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index_wave.html</a>	

### 秋田県所管河川音声応答

水系名	振興局名	回線	番号
管内全川	鹿角地域振興局建設部	N T T	018-866-0611
管内全川	北秋田地域振興局建設部		
管内全川	山本地域振興局建設部		
管内全川	秋田地域振興局建設部		
管内全川	由利地域振興局建設部		
管内全川	仙北地域振興局建設部		
管内全川	平鹿地域振興局建設部		
管内全川	雄勝地域振興局建設部		

### 国土交通省所管河川音声応答

水系名	事務所名	回線	番号
雄物川下流	秋田河川国道事務所	N T T	018-863-7391
		フリーダイヤル	0120-32-8581
子吉川	秋田河川国道事務所	N T T	018-863-7392
		フリーダイヤル	0120-32-8581
雄物川上流	湯沢河川国道事務所	N T T	0183-73-3471
		フリーダイヤル	0120-73-3471

## 第7章 ダム・水門等の操作

### 7.1 ダム・水門等

#### (1) 河川区間のダム・水門（洪水）

水防上重要なダム及び水門等は、資料編第8章のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

#### (2) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

### 7.2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管地域振興局建設部、下流地域等の水防管理団体、関係機関等に迅速に連絡するものとする。

「異常洪水時防災操作」はダム操作の状態に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、ワンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「緊急放流」を使用する。緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定している。

### 7.3 連絡系統

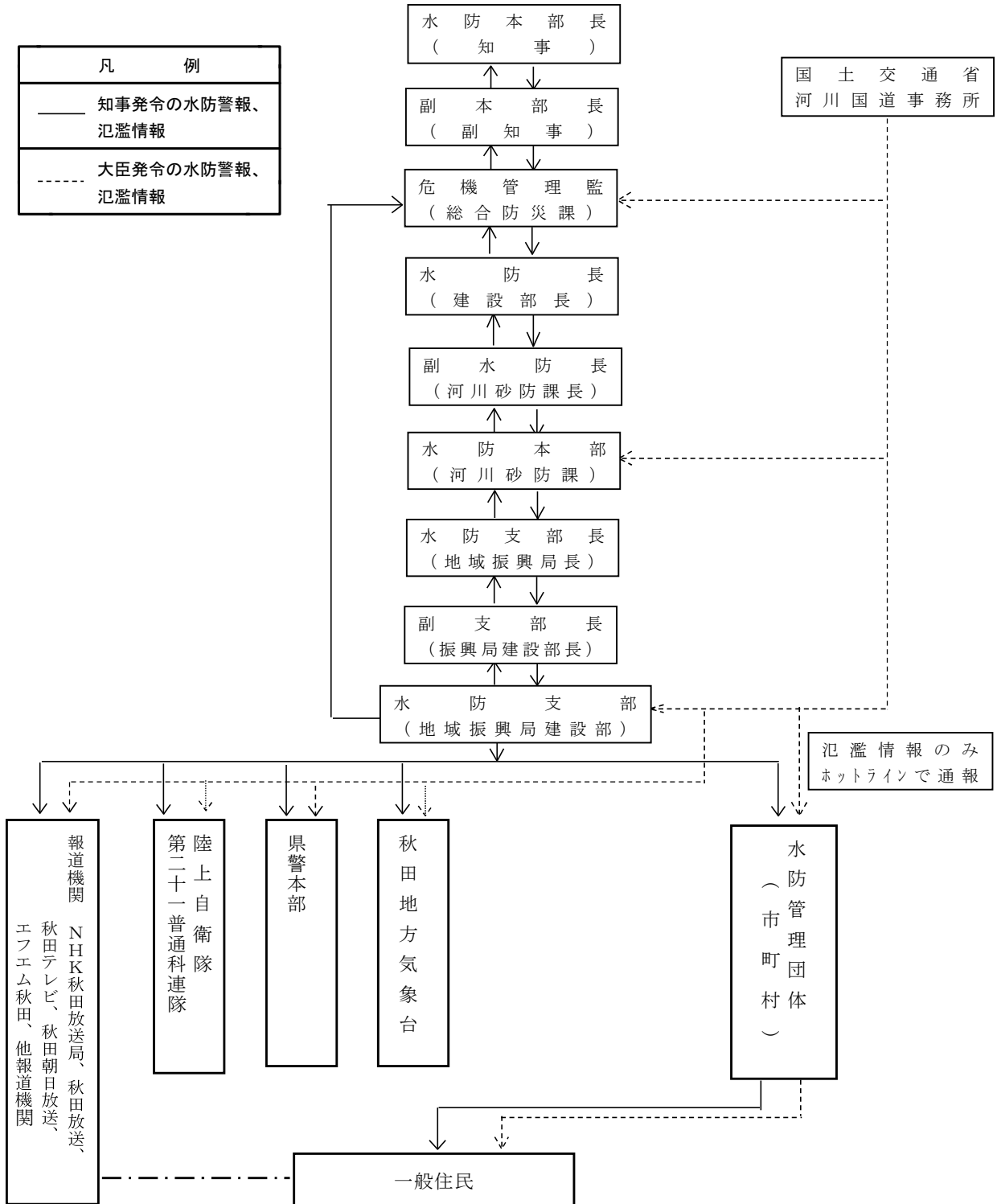
操作規則等に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

## 第8章 通信連絡

### 8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

水位・潮位連絡系統



----- 地整河川国道事務所より水防警報の通知を受けた場合関係機関及び一般住民に通知する系統を示す。

—— 水防指令は県における水防体制に基づき、関係機関及び一般に通知する系統を示す。

## 第9章 水防施設

### 9.1 水防倉庫及び資器材

- ①県は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資器材を備蓄するものとする。
- ②指定水防管理団体は、その重要水防区域内に水防倉庫を設け、おおむね次表に示す資器材を備蓄するように努めるものとする。それ以外の水防管理団体も、指定水防管理団体に準じて必要な準備をしておくものとする。なお、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

資器材		単位	数量	資器材名		単位	数量
器 材	シャベル	丁	20	資 材	丸太	本	100
	掛矢	〃	6		小杭	〃	200
	たこ槌	〃	1		土のう又はビニール袋	俵袋	10,000
	唐鋏	〃	3		むしろ	枚	60
	ペンチ	〃	6		縄	丸	20
	おの	〃	3		鉄線	kg	200
	鋸	〃	3		竹材	本	300
	鎌	〃	5				
	照明具	個	3				
ナタ	丁	20					

- ③水防管理者は、備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合、直ちに補充しておくものとする。
- ④水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省河川事務所長又は地域振興局建設部長の承認を受けて使用することができる。なお、国土交通省河川国道事務所長及び地域振興局建設部長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。
- ⑤県内水防倉庫の位置は、資料編第1章のとおりである。

## 第10章 水防活動

### 10.1 水防体制

気象庁より気象情報（警報及び注意報を含む）をうけたときは、その情報を判断し、次の分類により水防体制をとる。また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も、下記に準じて対処するものとする。

#### （1）水防本部の体制

##### ①準備体制

大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報を受けたときは、連絡活動及び招集活動ができる体制とする。

##### ②警戒体制

以下のいずれかの状況となった時は水防要員をもってこれに当たり、そのまま水防活動が遂行できる体制とする。

- ・気象庁が大雨警報、洪水警報、高潮警報を発令した時。
- ・国土交通省が水防警報を発令した時。
- ・県管理河川の知事が発する水防警報河川の水位が水防団待機水位に達し、水防支部が水防警報を発令した時。

##### ③非常体制

水防計画に定めてある水防要員全員をもって非常活動ができる体制とし、解除まで継続勤務するものとする。もし、事態が長びく時は水防長は適宜交代させるものとする。

#### （2）水防支部の体制

水防支部長は、情報判断を適正に行い、支部の水防活動実施要領に従い水防本部に準ずる水防体制を保持しなければならない。

#### （3）水防管理団体の体制

水防管理者は、情報判断を適正に行い、県の防災計画及び水防計画に応じた防災計画を定め万全の体制を保持しなければならない。

#### （4）出動準備

水防管理者は、次の場合には、管下消防機関に対し、出動準備をさせること。

- ①水防警報が発せられたとき。
- ②河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測するとき。
- ③その他気象状況により、洪水、高潮等の危険が予知されるとき。

#### （5）出動

水防管理者は、次の場合には、管下消防機関に対し、予め定められた計画に従い出動させ、警戒準備につかなければならない。

- ①河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- ②潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

## 10.2 巡視及び警戒

### (1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 12 章に定める河川管理者の協力及び援助のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

### (2) 出水時

#### (ア) 洪水

水防管理者等は、県から水防警報が発表されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防区域（資料編第 2 章）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、地域振興局建設部長及び河川等の管理者に連絡し、地域振興局建設部長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.7 に定める災害発生時の処置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

#### (イ) 高潮

水防管理者等は、県から水防警報が発表されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、地域振興局建設部長及び海岸等の管理者に連絡し、地域振興局建設部長は水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

⑤排水門・取水門・閘門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### 10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料編第6章のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

### 10.4 緊急通行

#### (1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場合に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

#### (2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償するものとする。

### 10.5 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

### 10.6 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応

(1) 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応を指示した

場合は、その状況を地域振興局建設部長に速やかに報告し、地域振興局建設部長は水防本部長に報告するものとする。

- (3) 水防管理者は、警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

#### 10.7 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

##### (1) 氾濫等の通報

河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

（氾濫等の通報のうち例外的な対応をする場合）

洪水予報河川、水位周知河川では、霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相対的に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、基準水位の対象としていないことから、これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル5氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については河川管理者と水防管理者で、事前に確認して定めておくものとする。

（定め方については（ア）河川管理者が行う氾濫等の通報 ②氾濫等の通報のうち、例外的な対応する河川、区域を参照）

##### (2) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

また、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第4章参

照)。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

### (3) 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

(1) (2) の氾濫・決壊・漏水等の通報は、資料 7-1 「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」を踏まえ、実施する。本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。具体的には、次に示す対象施設・区域及び通報基準に対して、河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界と、氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、災害時の処理の迅速さの観点から、予め水防協議会で協議を行い定めることが望ましい。

#### (通報が必要と想定される氾濫の例)

- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域  
(木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要)
- ・ 平屋住宅所在エリアで「深い浸水深が所在する区域」  
(平屋の場合は、近隣の 2 階以上の建物への立ち退き避難が必要)
- ・ 氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街等（水防法第 15 条で定められた地下街等）が所在する区域  
(速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要)

#### (基準例)

- ・ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- ・ 堤防の決壊・倒壊や越水・溢水、異常な越波・越流が発生した場合
- ・ 基準水位観測所等の水位が氾濫発生水位に到達した場合
- ・ 樋門・水門・ポンプ・陸閘等の施設の機能支障が発見された場合
- ・ 排水機場等の施設の運転を停止や特別な操作せざるをえない場合・上記情報がない場合で、予測モデルなどにより水位が堤防天端高に到達するなどその他の状況を踏まえ氾濫の切迫・発生の蓋然性が高いと総合的に判断した場合

(ア) 河川管理者が行う氾濫等の通報

① 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

(能代河川国道事務所)

河川名	区 域	
米代川	区域①	左岸 秋田県大館市比内町大字扇田字本道端 77 番地先から海まで 右岸 秋田県大館市比内町大字山館字大樽木地先から海まで
藤琴川	区域②	左岸 秋田県能代市二ツ井町荷上場字荒田 9 番地先 (高岩橋下流) から米代川合流点まで 右岸 秋田県能代市二ツ井町荷上場字岩堰 31 番地先 (高岩橋下流) から米代川合流点まで
小猿部川	区域③	左岸 秋田県北秋田市脇神字法泉坊沢六十五番地先から米代川合流点まで 右岸 秋田県北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻六十番地先から米代川合流点まで

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 官署
米代川	区域①	十二所水位観測所	秋田県大館市十二所 279	・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	大館市、鹿角市	能代河川国道事務所
米代川	区域①	鷹巣水位観測所	秋田県北秋田市鷹巣字西大柳岱 17-1	・氾濫発生水位(9.80m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	北秋田市	能代河川国道事務所
米代川	区域①	二ツ井水位観測所	秋田県能代市字比井野	・氾濫発生水位(8.10m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	能代市	能代河川国道事務所
米代川	区域①	向能代水位観測所	秋田県能代市落合字下前田	・氾濫発生水位(4.30m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	能代市	能代河川国道事務所
藤琴川	区域②	二ツ井水位観測所	秋田県能代市字比井野	・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	能代市	能代河川国道事務所

小猿部川	区域③	堂ヶ岱 水位観 測所	秋田県 北秋田 市脇神 字堂ヶ 岱56	・氾濫発生水位(6.80m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	北秋田市	能代河川 国道事務 所
------	-----	------------------	---------------------------------	---	------	-------------------

②氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域

河川名	区 域	
米代川	区域①	右岸 秋田県能代市吹越地先 (右岸 8.0k)
米代川	区域①	右岸 秋田県能代市常盤地先 (右岸 16.6k)
米代川	区域①	左岸 秋田県能代市富根地先 (左岸 20.2k)
米代川	区域①	右岸 秋田県能代市外面地先 (右岸 23.4k)
米代川	区域①	右岸 秋田県能代市小繋地先 (右岸 32.2k)
米代川	区域①	左岸 秋田県能代市麻生地先 (左岸 33.6k)
米代川	区域①	左岸 秋田県能代市下田平地先 (左岸 35.8k)
米代川	区域①	左岸 秋田県北秋田市南鷹巣地先 (左岸 38.6k)
米代川	区域①	左岸 秋田県北秋田市南鷹巣地先 (左岸 40.8k)
米代川	区域①	左岸 秋田県北秋田市向黒沢地先 (左岸 50.8k)
米代川	区域①	左岸 秋田県大館市向黒沢地先 (左岸 51.0k)
米代川	区域①	右岸 秋田県大館市長坂地先 (右岸 54.2k)
米代川	区域①	左岸 秋田県大館市外川原地先 (左岸 54.2k)
米代川	区域①	右岸 秋田県大館市川口地先 (右岸 57.0k)
米代川	区域①	右岸 秋田県大館市川口地先 (右岸 57.6k)
米代川	区域①	左岸 秋田県大館市板沢・櫃崎地先 (左岸 57.6k)

(秋田河川国道事務所)

河川名	区 域	
雄物川	区域①	左岸 秋田県湯沢市小野字芋ヶ沢1の42地先から海まで 右岸 秋田県湯沢市小野字可成沢113から海まで
子吉川	区域②	左岸 秋田県由利本荘市吉沢堰根川原2番の11地先から海まで 右岸 秋田県由利本荘市吉沢字百地2番地先から海まで
石沢川	区域③	左岸 秋田県由利本荘市鳥川字沖真田233番地の1地点先から子吉川合流点まで 右岸 秋田県由利本荘市上野字蛇田59番地の1地点先の鳥川橋から子吉川合流点まで

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 官署
雄物川	区域①	椿川水位 観測所	秋田県 秋田市 雄和	・氾濫発生水位(8.60m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	秋田市	秋田河川 国道事務所
子吉川	区域②	明法水位 観測所	秋田県 由利本 荘市前 郷	・氾濫発生水位(5.30m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	由利本荘 市	秋田河川 国道事務所
子吉川	区域②	二十六 木橋水 位観測 所	秋田県 由利本 荘市前 郷	・氾濫発生水位(5.30m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	由利本荘 市	秋田河川 国道事務所
子吉川	区域②	大沢川排 水機場	秋田県 由利本 荘市岩 淵下	・ポンプ停止又は機能支障により氾濫 のおそれを把握 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	由利本荘 市	秋田河川 国道事務所
石沢川	区域③	鮎瀬水 位観測 所	秋田県 由利本 荘市鮎 瀬	・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	由利本荘 市	秋田河川 国道事務所

②氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域

河川名	区 域	
雄物川	区域①	右岸 秋田県秋田市平尾島(右岸20.4k)
子吉川	区域②	右岸 秋田県由利本荘市荒町(右岸11.0k)

(湯沢河川国道事務所)

河川名	区 域	
雄物川	区域①	左岸 秋田県湯沢市小野字芋ヶ沢1の42地先から海まで 右岸 秋田県湯沢市小野字可成沢113から海まで
皆瀬川	区域②	左岸 秋田県湯沢市・横手市成瀬川合流点から横手市・湯沢市雄物川合流点ま で 右岸 秋田県湯沢市・横手市成瀬川合流点から横手市・湯沢市雄物川合流点ま で
玉川	区域③	左岸 秋田県大仙市長野字開から大仙市雄物川合流点まで 右岸 秋田県大仙市長野字八乙女から大仙市雄物川合流点まで

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 官署
雄物川	区域①	岩館水位 観測所	秋田県 湯沢市 小野	・氾濫発生水位(4.80m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	湯沢市	湯沢河川 国道事務 所
雄物川	区域①	柳田橋水 位観測所	秋田県 湯沢市 柳田	・氾濫発生水位(4.40m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	湯沢市 羽後町	湯沢河川 国道事務 所
雄物川	区域①	雄物川橋 水位観測 所	秋田県 横手市 雄物川 町	・氾濫発生水位(5.00m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	横手市	湯沢河川 国道事務 所
雄物川	区域①	大曲橋水 位観測所	秋田県 大仙市 小貫高 畑	・氾濫発生水位(7.50m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	大仙市	湯沢河川 国道事務 所
雄物川	区域①	神宮寺水 位観測所	秋田県 大仙市 神宮寺	・氾濫発生水位(7.80m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	大仙市	湯沢河川 国道事務 所
皆瀬川	区域②	岩崎橋水 位観測所	秋田県 湯沢市 岩崎	・氾濫発生水位(4.80m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	湯沢市 横手市	湯沢河川 国道事務 所
玉川	区域③	長野橋水 位観測所	秋田県 大仙市 長野	・氾濫発生水位(5.00m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	大仙市	湯沢河川 国道事務 所

②氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域

河川名	区 域	
雄物川	区域①	右岸 秋田県大仙市岩瀬地 (42.6k)
雄物川	区域②	左岸 秋田県大仙市物渡台 (52.8k)
雄物川	区域③	左岸 雄勝郡羽後町羽後 (97.0k)
雄物川	区域④	右岸 湯沢市柳田 (97.0k)
皆瀬川	区域①	左岸 横手市戸波 (9.0k)
成瀬川	区域①	左岸 横手市成瀬川左岸 (0.4k)
成瀬川	区域②	右岸 横手市増田 (0.4k)

## (秋田県)

河川名	区 域	
太平川 (上流)	区域①	左岸 秋田県秋田市太平山谷字下野地先から字下皿見内地先 皿見内橋まで 右岸 秋田県秋田市太平山谷字下野地先から字下皿見内地先 皿見内橋まで
太平川 (上流)	区域②	左岸 秋田県秋田市太平山谷字上皿見内地先新皿見内橋から太平黒沢字堀田まで 右岸 秋田県秋田市太平山谷字上皿見内地先新皿見内橋から太平黒沢字真木まで
太平川 (上流)	区域③	左岸 秋田県秋田市太平黒沢字大屋木地先稲荷橋橋から字五城目下段中関橋まで 右岸 秋田県秋田市太平黒沢字稲荷地先稲荷橋から太平中関字上館地先中関橋まで
太平川 (上流)	区域④	左岸 秋田県秋田市太平中関字本宿地先本宿橋から太平目長崎字久保地先まで 右岸 秋田県秋田市太平中関字下館地先本宿橋から太平目長崎字上目長崎本町橋まで
太平川 (下流)	区域①	左岸 秋田県秋田市太平山谷字下野地先から字下皿見内地先 皿見内橋まで 右岸 秋田県秋田市太平山谷字下野地先から字下皿見内地先 皿見内橋まで
太平川 (下流)	区域②	左岸 秋田県秋田市太平山谷字上皿見内地先新皿見内橋から太平黒沢字堀田まで 右岸 秋田県秋田市太平山谷字上皿見内地先新皿見内橋から太平黒沢字真木まで
太平川 (下流)	区域③	左岸 秋田県秋田市太平黒沢字大屋木地先稲荷橋橋から字五城目下段中関橋まで 右岸 秋田県秋田市太平黒沢字稲荷地先稲荷橋から太平中関字上館地先中関橋まで
太平川 (下流)	区域④	左岸 秋田県秋田市太平中関字本宿地先本宿橋から太平目長崎字久保地先まで 右岸 秋田県秋田市太平中関字下館地先本宿橋から太平目長崎字上目長崎本町橋まで

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 官署
太平川 (上流)	区域①	太平本町 観測所	秋田県 秋田市 太平中 関字本 宿地先	・巡視や通報により氾濫発生を確認	秋田市	秋田地域 振興局建 設部
太平川 (上流 流)	区域②	太平本町 観測所	秋田県 秋田市 太平中 関字本 宿地先	・巡視や通報により氾濫発生を確認	秋田市	秋田地域 振興局建 設部
太平川 (上流)	区域③ 区域④	太平本町 観測所	秋田県 秋田市 太平中 関字本 宿地先	・巡視や通報により氾濫発生を確認	秋田市	秋田地域 振興局建 設部

太平川 (下流)	区域①	牛島観測 所	秋田県 秋田市 樽山金 照寺地 先	・巡視や通報により氾濫発生を確認	秋田市	秋田地域 振興局建 設部
太平川 (下流)	区域②	牛島観測 所	秋田県 秋田市 樽山金 照寺地 先	・巡視や通報により氾濫発生を確認	秋田市	秋田地域 振興局建 設部
太平川 (下流)	区域③	牛島観測 所	秋田県 秋田市 樽山金 照寺地 先	・巡視や通報により氾濫発生を確認	秋田市	秋田地域 振興局建 設部
太平川 (下流)	区域④	牛島観測 所	秋田県 秋田市 樽山金 照寺地 先	・巡視や河川カメラにより氾濫発生を 確認	秋田市	秋田地域 振興局建 設部

### ③氾濫等の伝達経路及び手段

水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、資料7-2に記載のとおり。

### ④氾濫等の通報の発表形式

発表形式は、資料7-3に記載のとおり。

## (4) 氾濫・決壊・漏水等の通報系統

(1) (2) に関する氾濫・決壊・漏水等の通報系統は、資料7-2のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。なお、通報を受けた水防管理者は、「10.6 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応」、(5) 決壊後の措置の対応を行う必要があり、市町村長は災害対策基本法第60条第3項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。

## (5) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生した

ときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 10.8 水防体制の解除

### (1) 県の水防体制の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、水防体制の必要がなくなったと認めたときは、これを解除し、関係機関に通知するものとする。

### (2) 水防管理団体等の水防体制の解除

#### ①水防管理団体の水防体制の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。なお、水防体制を解除したときは、地域振興局建設部を通じ水防本部に報告するものとする。

#### ②水防団及び消防団の水防体制の解除

水防団及び消防団の水防体制の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

## 第11章 水防信号、水防標識等

### 11.1 水防信号

水防法第20条の規定による知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

(1) 避難信号

必要と認める区域内の居住者避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

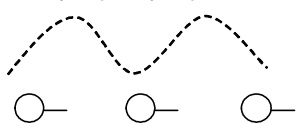
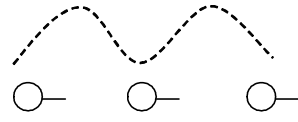
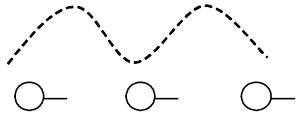
(2) 出動信号

消防団員及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの

(3) 警戒信号

警戒水位に達したことを知らせるもの

前記の信号を次の方法によって発信する

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
避難信号	○ ○ ○ ○	約3秒 約2秒 
出動信号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	約5秒 約6秒 
警戒信号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	約30秒 約6秒 

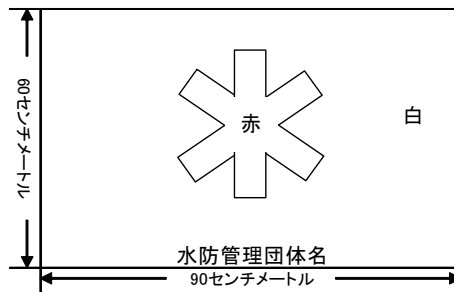
地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

秋田県水防規則

S25. 9. 9  
秋田県規則第31号  
改正 S35. 12. 1  
秋田県規則第57号  
改正 H17. 6. 17  
秋田県規則第72号

## 11.2 水防標識

- (1) 水防法第 18 条の規定による知事の定める水防のため優先通行のできる車両の標識は、次のとおりとする。



- (2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

## 11.3 身分証明書

水防法第 49 条第 2 項の規定により必要な土地に立入る場合は身分証明書を携帯し、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。

7センチメートル	身分証明書	第 号
	所属 職氏名	年 月 日生
上記の者は、水防法第49条第1項の規定による立入りをすることができる職員であることを証明する。		
年 月 日交付		
秋田県知事 印		
9センチメートル		

(裏面)

水防法抜粋
<p>(資料の提出及び立入り)</p> <p>第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>

## 第12章 協力及び応援

### 12.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者秋田県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 水防管理団体に対して、秋田県及び国土交通省ホームページ、電話音声応答により、河川に関する情報（雨量、河川水位、ダム諸量情報、CCTVの映像等）の提供（アドレス等については、第6章を参照）
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (4) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供（水防倉庫の位置は資料編第1章を参照）
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項＞

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

### 12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

### 12.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出勤を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

### 12.4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、秋田県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

### 12.5 国（河川国道事務所、地方气象台等）との連携

#### （1）水防連絡会

県は、地域振興局単位で国土交通省河川国道事務所や地方气象台等の関係機関を構成員とした水防連絡会を設置し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水・津波・高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波・高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報の提供及び水防管理団体等からの意見聴取等を行う。

#### （2）ホットライン

地域振興局建設部は、河川の水位状況や気象状況について、国土交通省河川国道事務所や气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

また、市町村長は国土交通省各河川国道事務所や秋田地方气象台、県各地域振興局建設部とのホットラインにより気象情報や水位情報を共有し、迅速な住民避難に資するものとする。

## 第13章 費用負担と公用負担

### 13.1 費用負担

#### (1) 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

#### (2) 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

### 13.2 公用負担

#### (1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

#### (2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者から交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

#### (3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(4) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第14章 水防報告等

### 14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出動の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

### 14.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料10-1、10-2に示す様式により、水防活動実施後5日以内に地域振興局建設部長を經由して水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（東北地方整備局）に報告するものとする。

## 第 15 章 水防訓練

### 水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や東北地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1 洪水対応

16.1.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

国管理河川

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表ウェブサイト	関係市町村
米代川	米代川	H28.5.31	https://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/kasen/shinsui/shinsui.htm	能代市、北秋田市、大館市
米代川	藤琴川	H28.5.31		能代市
米代川	小猿部川	H29.6.30		北秋田市
雄物川	雄物川	R2.3.27	https://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/hanran_map/hanran_map.htm	秋田市、横手市、湯沢市、大仙市、美郷町、羽後町
雄物川	玉川	H28.6.10		大仙市
雄物川	皆瀬川	R2.3.27		横手市、湯沢市、大仙市、羽後町
雄物川	成瀬川	H28.6.10		横手市、湯沢市
雄物川	丸子川	H28.6.10		大仙市
雄物川	横手川	R2.3.27		大仙市、美郷町
子吉川	子吉川	H29.1.20	https://www.thr.mlit.go.jp/akita/river/02_koyoshishinsui/koyoshishinsui.html	由利本荘市
子吉川	石沢川	H29.1.20		

県管理河川（水位周知河川）

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表ウェブサイト	関係市町村
米代川	米代川	R1.12.24	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archives/10574	鹿角市、大館市
米代川	大湯川	R2.4.28		鹿角市
米代川	小坂川	R2.4.28		鹿角市、小坂町
米代川	阿仁川	R2.1.31		北秋田市、能代市
米代川	藤琴川	R1.9.20	他、紙データ閲覧	能代市、藤里町
米代川	熊沢川	R2.6.5		鹿角市

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表ウェブサイト	関係市町村
米代川	長木川	R 1 . 7 . 2 3	https://www.pref.aki ta.lg.jp/pages/archi ve/10574 他、紙データ閲覧	大館市
米代川	福士川	R 2 . 2 . 1 0		鹿角市
米代川	下内川	R 1 . 7 . 2 3		大館市
米代川	小阿仁川	R 2 . 1 . 3 1		北秋田市、上小阿仁村
米代川	小猿部川	R 1 . 7 . 1 2		北秋田市
米代川	綴子川	R 1 . 7 . 1 2		北秋田市
米代川	犀川	R 3 . 6 . 1 1		大館市
米代川	檜山川	R 4 . 7 . 1		能代市
雄物川	太平川	R 1 . 8 . 6		秋田市
雄物川	旭川	R 1 . 8 . 6		秋田市
雄物川	草生津川	R 2 . 7 . 1 0		秋田市
雄物川	役内川	R 1 . 9 . 2 7		湯沢市
雄物川	横手川	R 1 . 1 1 . 2 9		横手市、大仙市、美郷町
雄物川	岩見川	R 2 . 7 . 1 0		秋田市
雄物川	新波川	R 6 . 3 . 2 9		秋田市
雄物川	大沢川	R 6 . 6 . 2 8		大仙市
雄物川	丸子川	R 1 . 8 . 9		大仙市、美郷町
雄物川	玉川	R 2 . 7 . 3 1		大仙市、仙北市
雄物川	桧木内川	R 2 . 7 . 3 1		仙北市
雄物川	新城川	R 1 . 8 . 6		秋田市
雄物川	福部内川	R 1 . 8 . 9	大仙市	
雄物川	斉内川	R 2 . 7 . 3 1	大仙市	
雄物川	窪堰川	R 1 . 8 . 9	大仙市	
雄物川	川口川	R 1 . 8 . 9	大仙市、美郷町	
雄物川	矢島川	R 1 . 8 . 9	大仙市、美郷町	
雄物川	猿田川	R 2 . 5 . 1 5	秋田市	
雄物川	入見内川	R 3 . 6 . 1 1	仙北市	
雄物川	上溝川	R 4 . 7 . 1	横手市	
雄物川	雄物川	R 4 . 7 . 1	湯沢市	
子吉川	芋川	R 1 . 9 . 1 3	由利本荘市	
馬場目川	馬場目川	R 2 . 7 . 1 0	五城目町、八郎潟町、井川町	
馬場目川	馬踏川	R 6 . 3 . 2 9	秋田市、潟上市	
馬場目川	三種川	H 3 1 . 3 . 2 2	三種町	
白雪川	白雪川	R 3 . 6 . 1 1	にかほ市	

県管理河川（その他河川）

河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表ウェブサイト	関係市町村
根市川	R 6 . 4 . 2 3	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10574 他、紙データ閲覧	鹿角市
間瀬川	R 6 . 4 . 2 3		鹿角市
羽根山沢川	R 6 . 4 . 2 3		北秋田市
小阿仁川	R 6 . 4 . 2 3		上小阿仁村
仏社川	R 6 . 4 . 2 3		上小阿仁村
五反沢川	R 6 . 4 . 2 3		上小阿仁村
糠沢川	R 6 . 4 . 2 3		大館市、北秋田市
引欠川	R 6 . 4 . 2 3		大館市
悪土川	R 6 . 4 . 2 3		能代市
久喜沢川	R 6 . 4 . 2 3		能代市
種梅川	R 6 . 4 . 2 3		能代市
神内川	R 6 . 4 . 2 3		秋田市
三内川	R 6 . 4 . 2 3		秋田市
桂川	R 6 . 4 . 2 3		由利本荘市
大沢川	R 6 . 4 . 2 3		由利本荘市
小友川	R 6 . 4 . 2 3		由利本荘市
北ノ股川	R 6 . 4 . 2 3		由利本荘市
石沢川	R 6 . 4 . 2 3		由利本荘市、羽後町
桂川放水路	R 6 . 4 . 2 3		由利本荘市
淀川	R 6 . 4 . 2 3		大仙市
小黒川	R 6 . 4 . 2 3		大仙市
土買川	R 6 . 4 . 2 3		大仙市
檜岡川	R 6 . 4 . 2 3		大仙市
西の又川	R 6 . 4 . 2 3		大仙市
湯元川	R 6 . 4 . 2 3		大仙市
横手大戸川	R 6 . 4 . 2 3		大仙市、美郷町、横手市
頭無川	R 6 . 4 . 2 3		横手市
皿川	R 6 . 4 . 2 3		横手市
皆瀬川	R 6 . 4 . 2 3		横手市、湯沢市
成瀬川	R 6 . 4 . 2 3		横手市、東成瀬村
白子川	R 6 . 4 . 2 3	湯沢市、横手市、羽後町	
姉倉沢川	R 6 . 4 . 2 3	湯沢市、羽後町	
山谷川	R 6 . 4 . 2 3	湯沢市	
松沢川	R 6 . 4 . 2 3	湯沢市	

河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表ウェブサイト	関係市町村
馬場目川	R 6 . 4 . 2 3	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10574 他、紙データ閲覧	五城目町
富津内川	R 6 . 4 . 2 3		五城目町、八郎潟町
内川川	R 6 . 4 . 2 3		五城目町
大湯川	R 7 . 4 . 2 5		鹿角市
小坂川	R 7 . 4 . 2 5		小坂町
汁毛川	R 7 . 4 . 2 5		鹿角市
古遠部川	R 7 . 4 . 2 5		小坂町
安久谷川	R 7 . 4 . 2 5		鹿角市
大楽前沢川	R 7 . 4 . 2 5		鹿角市
折ヶ島沢	R 7 . 4 . 2 5		鹿角市
瀬ノ沢川	R 7 . 4 . 2 5		鹿角市
阿仁川	R 7 . 4 . 2 5		北秋田市
谷地川	R 7 . 4 . 2 5		北秋田市
小猿部川	R 7 . 4 . 2 5		北秋田市
旧小猿部川	R 7 . 4 . 2 5		北秋田市
板戸川	R 7 . 4 . 2 5		大館市
山田川	R 7 . 4 . 2 5		大館市
長木川	R 7 . 4 . 2 5		大館市
下内川	R 7 . 4 . 2 5		大館市
乱川	R 7 . 4 . 2 5		大館市
大森川	R 7 . 4 . 2 5		大館市
別所川	R 7 . 4 . 2 5		鹿角市、大館市
天内川	R 7 . 4 . 2 5		能代市
濁川	R 7 . 4 . 2 5		能代市
比井野川	R 7 . 4 . 2 5		能代市
大沢川	R 7 . 4 . 2 5		藤里町
薄井沢川	R 7 . 4 . 2 5		藤里町
粕毛川	R 7 . 4 . 2 5		藤里町
寺沢川	R 7 . 4 . 2 5		藤里町
小比内川	R 7 . 4 . 2 5		藤里町
湯ノ沢川	R 7 . 4 . 2 5	藤里町	
旧雄物川	R 7 . 4 . 2 5	秋田市	
旭川	R 7 . 4 . 2 5	秋田市	
太平川	R 7 . 4 . 2 5	秋田市	
猿田川	R 7 . 4 . 2 5	秋田市	

河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表ウェブサイト	関係市町村
寺沢川	R 7 . 4 . 2 5	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10574 他、紙データ閲覧	秋田市
道川	R 7 . 4 . 2 5		秋田市
地藏川	R 7 . 4 . 2 5		秋田市
岩見小又川	R 7 . 4 . 2 5		秋田市
芋川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市、横手市
土本川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
畑川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
代内川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
滝川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
坂部川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市、横手市
杉森川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
大吹川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
法内川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
祝沢川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
松沢川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
新沢川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
黒森川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
天拝川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市、にかほ市
久保田川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
大砂川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
沢内川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
田沢川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
八塩沢川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
大久内沢川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
沢内沢川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
下玉田川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
大滝川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市
檜岡川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市、横手市
小出川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市
荒沢川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市
後川	R 7 . 4 . 2 5	大仙市	
玉川	R 7 . 4 . 2 5	仙北市	
斉内川	R 7 . 4 . 2 5	大仙市	
新瀬沢川	R 7 . 4 . 2 5	仙北市	
相沢川	R 7 . 4 . 2 5	仙北市	

河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表ウェブサイト	関係市町村
土熊沢川	R 7 . 4 . 2 5	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10574 他、紙データ閲覧	仙北市
堀内沢川	R 7 . 4 . 2 5		仙北市
浦子内沢川	R 7 . 4 . 2 5		仙北市
比内沢川	R 7 . 4 . 2 5		仙北市
靱内沢川	R 7 . 4 . 2 5		仙北市
第一馬形沢川	R 7 . 4 . 2 5		仙北市
岩井沢	R 7 . 4 . 2 5		仙北市
万太郎川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市
福部内川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市、美郷町
窪堰川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市
今泉大台川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市
赤堰川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市
川口川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市
真昼川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市、美郷町
大台川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市、美郷町
矢島川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市
払田川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市
赤倉川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市
善知鳥川	R 7 . 4 . 2 5		美郷町
上総川	R 7 . 4 . 2 5		大仙市、美郷町
厨川	R 7 . 4 . 2 5		美郷町、横手市
中ノ目川	R 7 . 4 . 2 5		美郷町、横手市
横手川	R 7 . 4 . 2 5		横手市
横手杉沢川	R 7 . 4 . 2 5		美郷町、横手市
山内黒沢川	R 7 . 4 . 2 5		横手市
岩の目沢川	R 7 . 4 . 2 5		横手市
松川	R 7 . 4 . 2 5		横手市
武道川	R 7 . 4 . 2 5		横手市
皆瀬川	R 7 . 4 . 2 5		湯沢市
新町川	R 7 . 4 . 2 5		羽後町
払体川	R 7 . 4 . 2 5	羽後町	
羽後大戸川	R 7 . 4 . 2 5	横手市、羽後町、湯沢市	
床舞川	R 7 . 4 . 2 5	羽後町	
大谷川	R 7 . 4 . 2 5	湯沢市	
大鳥谷沢川	R 7 . 4 . 2 5	湯沢市	

河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表ウェブサイト	関係市町村
立川	R 7 . 4 . 2 5	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10574 他、紙データ閲覧	湯沢市
赤平田川	R 7 . 4 . 2 5		湯沢市
大役内川	R 7 . 4 . 2 5		湯沢市
湯の沢川	R 7 . 4 . 2 5		湯沢市
松根川	R 7 . 4 . 2 5		湯沢市
鯉川	R 7 . 4 . 2 5		三種町
種沢川	R 7 . 4 . 2 5		三種町
鹿渡川	R 7 . 4 . 2 5		三種町
糸流川	R 7 . 4 . 2 5		三種町
金光寺川	R 7 . 4 . 2 5		三種町
下浜鮎川	R 7 . 4 . 2 5		秋田市
滝ノ下川	R 7 . 4 . 2 5		五城目町
高千川	R 7 . 4 . 2 5		五城目町
浦ノ沢川	R 7 . 4 . 2 5		男鹿市
清水川	R 7 . 4 . 2 5		にかほ市
象潟川	R 7 . 4 . 2 5		にかほ市
大沢川	R 7 . 4 . 2 5		にかほ市
二古川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
勝手川	R 7 . 4 . 2 5		由利本荘市
米代川	R 8 . 3 . 2 4		鹿角市
荒川	R 8 . 3 . 2 4		鹿角市、小坂町
砂子沢川	R 8 . 3 . 2 4		小坂町
黒沢川	R 8 . 3 . 2 4		鹿角市
夜明島川	R 8 . 3 . 2 4		鹿角市
熊沢川	R 8 . 3 . 2 4		鹿角市
夏井川	R 8 . 3 . 2 4		鹿角市
檜内川	R 8 . 3 . 2 4		鹿角市
大内沢川	R 8 . 3 . 2 4		北秋田市
小又川	R 8 . 3 . 2 4		北秋田市
小様川	R 8 . 3 . 2 4		北秋田市
今泉川	R 8 . 3 . 2 4	北秋田市	
蟹沢川	R 8 . 3 . 2 4	北秋田市	
前山川	R 8 . 3 . 2 4	北秋田市	
綴子川	R 8 . 3 . 2 4	北秋田市	
小森川	R 8 . 3 . 2 4	北秋田市、大館市	

河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表ウェブサイト	関係市町村
品類川	R 8 . 3 . 2 4	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10574 他、紙データ閲覧	北秋田市
摩当川	R 8 . 3 . 2 4		北秋田市
早口川	R 8 . 3 . 2 4		大館市
岩瀬川	R 8 . 3 . 2 4		大館市
花岡川	R 8 . 3 . 2 4		大館市
大茂内川	R 8 . 3 . 2 4		大館市
炭谷川	R 8 . 3 . 2 4		大館市
常盤川	R 8 . 3 . 2 4		能代市
内川	R 8 . 3 . 2 4		能代市
八田川	R 8 . 3 . 2 4		秋田市
梵字川	R 8 . 3 . 2 4		秋田市
岩見杉沢川	R 8 . 3 . 2 4		秋田市
安養寺川	R 8 . 3 . 2 4		秋田市
平尾鳥川	R 8 . 3 . 2 4		秋田市
繫川	R 8 . 3 . 2 4		秋田市
神ヶ村川	R 8 . 3 . 2 4		秋田市
子吉川	R 8 . 3 . 2 4		由利本荘市
赤田川	R 8 . 3 . 2 4		由利本荘市
小関川	R 8 . 3 . 2 4		秋田市、由利本荘市
鮎川	R 8 . 3 . 2 4		由利本荘市
荒沢川	R 8 . 3 . 2 4		由利本荘市
鶯川	R 8 . 3 . 2 4		由利本荘市
笹子川	R 8 . 3 . 2 4		由利本荘市
丁川	R 8 . 3 . 2 4		由利本荘市
直根川	R 8 . 3 . 2 4		由利本荘市
荒川	R 8 . 3 . 2 4		大仙市
宮田又沢川	R 8 . 3 . 2 4		大仙市
繫川	R 8 . 3 . 2 4		大仙市
芦沢川	R 8 . 3 . 2 4		大仙市
心像川	R 8 . 3 . 2 4		大仙市
棚平川	R 8 . 3 . 2 4	大仙市	
布又川	R 8 . 3 . 2 4	大仙市	
北川	R 8 . 3 . 2 4	大仙市	
小滝川	R 8 . 3 . 2 4	大仙市	
入見内川	R 8 . 3 . 2 4	仙北市	

河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表ウェブサイト	関係市町村
川下田川	R 8 . 3 . 2 4	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10574 他、紙データ閲覧	仙北市
檜木内川	R 8 . 3 . 2 4		仙北市
院内川	R 8 . 3 . 2 4		仙北市
才津川	R 8 . 3 . 2 4		仙北市
刺市川	R 8 . 3 . 2 4		仙北市
小白川川	R 8 . 3 . 2 4		仙北市
山谷川	R 8 . 3 . 2 4		仙北市
瀧尻川	R 8 . 3 . 2 4		仙北市
相内沢川	R 8 . 3 . 2 4		仙北市
斉藤川	R 8 . 3 . 2 4		仙北市、大仙市
杉沢川	R 8 . 3 . 2 4		仙北市
生保内川	R 8 . 3 . 2 4		仙北市
北檜木内川	R 8 . 3 . 2 4		仙北市
小先達川	R 8 . 3 . 2 4		仙北市
先達川	R 8 . 3 . 2 4		仙北市
小友川	R 8 . 3 . 2 4		大仙市
出川	R 8 . 3 . 2 4		大仙市、美郷町
大納川	R 8 . 3 . 2 4		横手市
上溝川	R 8 . 3 . 2 4		横手市
七滝川	R 8 . 3 . 2 4		横手市
上法寺川	R 8 . 3 . 2 4		横手市
地竹川	R 8 . 3 . 2 4		横手市
狙半内川	R 8 . 3 . 2 4		横手市
西馬音内川	R 8 . 3 . 2 4		横手市、羽後町
田沢川	R 8 . 3 . 2 4		羽後町
切畑川	R 8 . 3 . 2 4		湯沢市、羽後町
大沢川	R 8 . 3 . 2 4		東成瀬村
駒形黒沢川	R 8 . 3 . 2 4		湯沢市、横手市
戸沢川	R 8 . 3 . 2 4		湯沢市
高松川	R 8 . 3 . 2 4		湯沢市
寺田川	R 8 . 3 . 2 4	湯沢市	
宇留院内川	R 8 . 3 . 2 4	湯沢市	
役内川	R 8 . 3 . 2 4	湯沢市	
西部承水路	R 8 . 3 . 2 4	男鹿市、大瀧村、三種町	
鵜川川	R 8 . 3 . 2 4	三種町、能代市	

河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表ウェブサイト	関係市町村
谷地沢川	R 8 . 3 . 2 4	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10574 他、紙データ閲覧	三種町
添畑川	R 8 . 3 . 2 4		三種町
小又川	R 8 . 3 . 2 4		三種町
西又川	R 8 . 3 . 2 4		三種町
竹生川	R 8 . 3 . 2 4		能代市、八峰町
塙川	R 8 . 3 . 2 4		能代市、八峰町
水沢川	R 8 . 3 . 2 4		八峰町
真瀬川	R 8 . 3 . 2 4		八峰町
小深見川	R 8 . 3 . 2 4		男鹿市、大潟村
豊川	R 8 . 3 . 2 4		潟上市
井川	R 8 . 3 . 2 4		潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町
赤沢川	R 8 . 3 . 2 4		井川町
比詰川	R 8 . 3 . 2 4		男鹿市
賀茂川	R 8 . 3 . 2 4		男鹿市
滝川	R 8 . 3 . 2 4		男鹿市
鮪川川	R 8 . 3 . 2 4		男鹿市
奈曾川	R 8 . 3 . 2 4		にかほ市
赤石川	R 8 . 3 . 2 4		にかほ市
西目川	R 8 . 3 . 2 4		由利本荘市
衣川	R 8 . 3 . 2 4		由利本荘市
黒川	R 8 . 3 . 2 4	由利本荘市	
蛇川	R 8 . 3 . 2 4	由利本荘市	
福俣川	R 8 . 3 . 2 4	由利本荘市	
君が野川	R 8 . 3 . 2 4	由利本荘市	

#### 16.1.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
  - ②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
  - ③災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
  - ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。）
- ⑤その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

#### 16.1.3 洪水・内水・高潮ハザードマップ

洪水・内水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた上記 16.1.2①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第 8 条第 3 項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第 55 条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

#### 16.1.4 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の豪雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを

把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加したハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

#### 16.1.5 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

#### 16.1.6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

#### 16.1.7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

#### 16.1.8 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

## 16.2 津波対応

### 16.2.1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

### 16.2.2 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

### 16.2.3 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

### 16.2.4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の

配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

## 第17章 水防協力団体

### 17.1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、17.2 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

### 17.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

### 17.3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（水防法第32条の3）

### 17.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、資料11-1を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、資料11-5に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

## 第 18 章 水防管理団体の水防計画

### 18.1 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、水防協議会又は市町村防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。

なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を作成しておくことが望ましい。

### 18.2 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

### 18.3 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合の議決で定めるものとする。

### 18.4 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。